熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成23年3月10日

開会中

場所 全 員 協 議 会 室

第 10 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成23年3月10日(木曜日)

午前10時0分開議 午後0時21分休憩 午後1時29分開議 午後2時23分閉会

本日の会議に付した事件

議案第56号 平成23年度熊本県一般会計予 算

議案第59号 平成23年度熊本県収入証紙特 別会計予算

議案第66号 平成23年度熊本県市町村振興 資金貸付事業特別会計予算

議案第70号 平成23年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第76号 熊本県内部組織設置条例等の 一部を改正する条例の制定について

議案第77号 熊本県知事の権限に属する事 務処理の特例に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

議案第78号 熊本県行政文書等の管理に関 する条例の制定について

議案第79号 熊本県手数料条例の一部を改 正する条例の制定について

議案第80号 熊本県税条例の一部を改正す る条例の制定について

議案第81号 県税の賦課業務の集約に伴う 関係条例の整備等に関する条例の制定に ついて

議案第82号 熊本県住民基本台帳法施行条 例の一部を改正する条例の制定について 議案第95号 包括外部監査契約の締結につ いて

議案第96号 公平委員会の事務の受託の廃 止について

委員会提出議案

子ども手当の全額国庫負担を求める意 見書

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①熊本県就学前教育振興「肥後っ子か がやきプラン(改訂版)」策定につい て
- ②政令指定都市実現に向けた動きについて
- ③傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準について
- ④第3次熊本県男女共同参画計画案について
- ⑤五木村の振興について
- ⑥物品調達等に関する不適正な経理再発 防止策の検証について

出席委員(8人)

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

 公室長
 安
 倍
 康
 雄

 政策審議監
 田
 嶋
 徹

 首席総務審議員兼

 秘書課長
 向
 井
 康

広報課長 山 口 達 人 総務部 部長 松 Ш 正 明 次 長 田 崹 龍 次 長 楢木野 史 書 危機管理監 健 治 富 田 首席総務審議員兼 人事課長 豊 田 祐 総務事務センター長 兼 行 雅 雄 県政情報文書課長 佐 藤 祐 治 私学振興課長 五. 嶋 道 也 財政課長 小 林 弘 史 管財課長 米 満 治 譲 税務課長 Ж \blacksquare 貴 康 市町村総室長 小 嶋 誠 市町村総室副総室長 能 登 哲 批 危機管理·防災消防 若 杉 総室長 鎭 信 危機管理・防災消防 総室副総室長 原 悟 男女参画·協働推進 課長 中 袁 幹 也 企画振興部 部長 坂 本 基 次 長 野 河 靖 次 長 伊 藤 敏 明 企画課長 坂 本 浩 地域振興課長 佐 之 藤 伸 新幹線元年戦略推進 洋 室長 津 森 介 川辺川ダム総合対策 課長 田 中 浩 情報企画課長 松 永 康 生 文化企画課長 ΤĒ 富 永 純 交通対策総室長 公 髙 田 生 交通対策総室副総室長 Ш 誠 統計調査課長 佐 伯 康 簕 出納局 会計管理者兼出納局長 富 永 安 昭

首席会計審議員兼

会計課長 田 上 勲 管理調達課長 清 田降 鉓 人事委員会事務局 局長松見辰彦 首席総務審議員兼 総務課長 佐 藤 男 公務員課長 松 見 久 監査委員事務局 局 長 林 田 直 志 首席監査審議員兼 監査監 柳 田 幸 子 監査監 山 中 和 彦 監査監 中 島 昭 則 議会事務局 局 長 井 Ш 正 明 高 次長兼総務課長 橋 雄 議事課長 池 \blacksquare 正 人 政務調査課長 船 越 宏 樹 事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦 政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

午前10時0分開議

○小早川宗弘委員長 ただいまから第10回総 務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出 がありましたので、これを認めることといた しました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題 とし、これについて審査を行います。

本日は、議案第56号の歳入の一部に係る修 正案が提出されていますので、議事次第のと おり、議案の採決は2回に分けて行います。

まず、説明資料に沿って執行部の説明を受けた後、修正案に係る部分を除いて質疑応答を行い、議案第59号外11議案の採決を行います。その後、議案第56号について、修正案の説明を受け、質疑応答を行った後、修正案及び議案第56号の採決を行うこととします。

それでは、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は着座のまま 簡潔に行ってください。

まず、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○松山総務部長 今回提案申し上げておりま す議案の概要について御説明を申し上げま す。

平成23年度当初予算は、くまもとの夢4カ 年戦略最終年度の予算でございまして、九州 新幹線全線開業、熊本市の政令指定都市移行 という100年に1度のビッグチャンスが続く 時期の予算となります。

そのため、くまもとの夢づくり推進枠23億円を設定し、くまもとの夢の実現に取り組むことといたしておりまして、特にこのチャンスを生かして熊本が大きく飛躍するよう、新たな重点取り組みを選定し、さらなる重点化を図ったところでございます。

また、依然として厳しい景気・雇用情勢を 踏まえ、国の経済対策に伴う基金等の積極的 な活用を図り、県内の景気浮揚や雇用確保に つながるよう、事業を追加いたしました。

あわせまして、危機的な財政状況の克服と 持続可能な行財政システムの構築を目指し、 財政再建戦略に掲げた取り組みを着実に進め ることにより、財政再建との整合も図ること といたしました。

この結果、平成23年度一般会計当初予算の 規模は7,213億円となり、対前年度比59億 円、率にして0.8%の増となっております。

投資的経費につきましては、前年度に比べて42億円、率にして3.2%の減となっておりますが、新幹線建設負担金の減や国の公共事業が削減される中、経済対策の基金等を活用した県単独事業を追加することによりまして、新幹線建設負担金を除きますと、対前年度比3億円、率にして0.3%の減にとどまっ

ているところでございます。

また、雇用対策につきましては、緊急雇用 創出基金事業69億円、ふるさと雇用再生特別 基金事業31億円を確保し、約5,000人の雇用 創出を見込んでおります。

また、今議会には、このほか熊本県行政文 書等の管理に関する条例等の条例案件等につ きましてもあわせて御提案を申し上げており ます。

この後、予算関係の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び 条例等議案につきましては各課長、総室長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろし く御審議いただきますようお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、財政課長から、 平成23年度当初予算の概要等について説明を お願いします。

○小林財政課長 財政課でございます。着座 にして失礼いたします。

平成23年度当初予算の概要について御説明 いたします。資料の1ページをお願いいたし ます。

まず、予算編成の基本的な考え方ですが、 総務部長の総括説明と重複しますので、説明 を省略させていただきます。

次に、当初予算の特色ですが、1点目は、 くまもとの夢の実現に向けた事業への重点化 です。

くまもとの夢づくり推進枠23億円の一般財源を活用し、くまもとの夢の実現に向けた49億円分の事業を計上しました。特に、新たな重点取り組みとして、戦略的な地域振興プロジェクトなど、5つの方向性に沿った事業に重点的に取り組み、くまもとの夢の実現と県勢発展の礎を築いていくことといたしました

2点目は、景気浮揚や雇用対策への対応で

す。

平成23年度当初予算の規模は7,213億円 と、対前年度比59億円の増、プラス0.8%と なります。

特に、投資的経費については、前年度に比べて42億円の減、マイナス3.2%となっておりますが、新幹線建設負担金の減や国の公共事業が削減される一方で、経済対策の基金を活用した事業などの追加により、新幹線建設負担金を除くと、前年度に比べて3億円の減、マイナス0.3%にとどまっております。

また、雇用対策については、緊急雇用創出 基金事業69億円、ふるさと雇用再生特別基金 事業31億円を確保し、約5,000人の雇用創出 につながると見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

3点目といたしましては、財政再建に向け た取り組みでございます。

まず、(1)の財源不足の解消についてですが、昨年10月に行った中期的な財政収支の試算の見直しでは、平成23年度においては10億円の財源不足を見込んでおりました。このため、職員数削減や職員給与の削減など、財政再建戦略に掲げた取り組みの着実な実施とともに、予算編成過程において、歳入、歳出両面にわたるさらなる見直しにも取り組みました。また、地方税などの増も見込まれることから、どうにか財源不足を解消し、収支均衡を図ることができました。

次に、財政調整用4基金についてですが、 当初予算編成後の残高は5年ぶりに積み増し を行うことができ、財政再建戦略の目標であ る53億円を8億円上回る61億円となりまし た。

また、(3)の県債残高の増加を招かない財政体質の堅持、いわゆるプライマリーバランスの維持につきましては、当初予算編成後における地方交付税の代替財源である臨時財政対策債等を除いた通常債の新規発行額を、元金償還額以下に抑制いたしました。

この結果、当初予算編成後の平成23年度末 県債残高は、通常債ベースで1兆43億円、対 前年度比321億円の減、総額ベースでは1兆 3,634億円、対前年度比115億円の増となる見 込みでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

一般会計当初予算の規模は、先ほども御説明いたしましたように、7,213億円、対前年度比59億円、0.8%の増額となりますが、これは、人件費や新幹線負担金の減及び国の公共事業の削減に伴い投資的経費が減少する一方で、高齢者関係経費及び水俣病被害者療養費などの扶助費や経済対策に伴う基金事業の追加などにより、物件費、その他などが増加するためでございます。

4ページと5ページにおきましては、平成 23年度当初予算の会計ごとの内訳を一覧表で お示しをいたしておるところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳入の部分でございます。

1の県税は、企業収益の回復等を反映し、 法人県民税、法人事業税等の増収により1,27 5億円、対前年度比1.5%の増となっておりま す。

5の地方交付税は、2,204億円でございます。地方交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債とあわせ、地方財政計画等に基づき算定を行った結果、対前年度比0.3%の増となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

10の財産収入は、不動産売り払い収入の減などにより20億円、対前年度比46.2%の減を 見込んでおります。

12の繰入金は、財政調整用4基金からの繰入金の増に加え、国の経済対策に伴い造成した基金からの繰入金の増により615億円、対前年度比89.3%の増となっております。

15の県債は、臨時財政対策債の減、土木債、農林水産債の減などにより1,021億円、

対前年度比17.6%の減となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出予算を性質別に整理したものでござい ます。

まず、1の一般行政経費は4,708億円、対 前年度比2.2%の増となっております。

(1)の人件費は、人事委員会勧告による月例給、期末手当、勤勉手当等の減及び定員管理計画に基づく職員数の削減などにより2,16 3億円、対前年度比1.2%の減となっております。(2)の扶助費は、生活保護費の増や高齢者関係経費の自然増などに加え、水俣病被害者療養費等の58億円の増により854億円、対前年度比13.1%の増となっております。(3)の物件費は278億円、対前年度比4.6%の増、(4)のその他は1,413億円、対前年度比1.1%の増となっておりますが、これらは、緊急雇用創出基金事業や子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進事業など、経済対策で造成した基金の活用事業の増などによるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

2の投資的経費は1,299億円、対前年度比3.2%の減となっておりますが、先ほど御説明いたしましたように、新幹線建設負担金を除くと、対前年度比0.3%の減になります。

3の公債費は、満期一括償還債の積み立て 分の増などにより1,146億円、対前年度比0.6 %の増となっております。

10ページは、地方債の概要を記したものでございます。

財政課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、各課の説明に入りますが、まず人事課長に各課共通の職員給与について説明を求めた後、関係課長から順次説明をお願いします。

○豊田人事課長 人事課でございます。説明

資料の15ページをお願いいたします。

今回お願いしております職員給与費につき まして、各課に共通する事項でございますの で、人事課の例で御説明いたします。

資料上段の一般管理費の右の説明欄1の職員給与費7億1,300万円余でございますが、(1)にありますが、職員給与費3億9,300万円余につきましては、平成23年1月1日現在の人事課の職員数44名分の給与額で積算いたしました平成23年度におきます給与費でございます。また(2)時間外勤務手当災害保留分3億1,900万円余につきましては、年度途中の災害等の特殊事情等の対応分といたしまして、時間外手当の一部を人事課で一括計上しているものでございます。

人事課の一般管理費は、前年度と比較いた しまして2,600万円余の減となっております が、これは昨年10月の人事院勧告によります 給与月額及び期末勤勉手当の引き下げ並びに 時間外勤務手当積算におきます職員数の減に よるものでございます。

他の所属におきます職員給与費につきましても、積算方法自体は、人事課と同様に、本年の1月1日時点での職員数及び給与額をもとに積算しております。この後の職員給与費につきましては、各課からの説明は省かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○小早川宗弘委員長 それでは、予算関係の 説明に入っていただきますけれども、まず知 事公室・田嶋政策審議監。

○田嶋政策審議監 知事公室でございます。 資料の12ページをお願いします。

計画調査費につきましては、2,160万円余 を計上しております。説明欄をごらんくださ い。

内訳としましては、県政の総合調整に要す

る経費として160万円余、そのほか県政の重要課題に係る必要な調査等に要する経費として2,000万円を計上しております。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○向井秘書課長 秘書課でございます。12ペ ージの下欄をお願いいたします。

一般管理費として、1億6,910万円余を計 上しております。

説明欄でございますが、庁費として2,860 万円余を計上しております。知事、副知事の 活動費を含め、秘書課運営のための事務費等 でございます。よろしくお願いいたします。

○山口広報課長 広報課でございます。資料 の13ページをお願いいたします。

広報費につきましては、2億7,040万円余 を計上しております。説明欄をごらんくださ い。

まず、1の広報事業費の2億5,580万円余は、県の重要な施策などを新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して提供する経費及び全国に向けて熊本をPRするための経費です。

次に、2の広聴事業費の160万円余は、県 政に関する意見や提言などを県民の皆さんか らいただき、県政に反映させていく広聴活動 に要する経費でございます。

最後に、3の広報諸費の1,290万円余は、 県庁の受け付け業務、県民行政相談室の運営 等に関する経費でございます。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○小早川宗弘委員長 それでは、総務部の方 に移りますけれども、豊田人事課長。

○豊田人事課長 人事課でございます。資料 の15ページをお願いいたします。

下段の人事管理費でございますが、45億6, 900万円余を計上しております。右の説明欄 をごらんください。

2の人事管理費といたしまして、5,900万円余を計上しております。主なものといたしましては、人事課の運営経費2,000万円余、それから(3)の外部監査制度の運営費1,200万円余、(5)知的・精神障がい者雇用促進事業700万円余等を計上しております。なお(9)の人事給与システム等改修費につきましては、所得税法の改正に伴いまして今回新たに計上しているもので、500万円余を計上しております。

それから、3の退職手当につきましては、 44億7,800万円余を計上しております。

4の職員研修費につきましては、その研修に要する経費として2,900万円余を計上しておるところでございます。

人事管理費につきまして、前年度と比較しまして12億3,700万円余の減額となっておりますが、その主な理由は、退職者見込みが減少いたしまして、退職手当の額12億円余が減額されるものによります。

人事課の予算総額、52億8,200万円余でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○兼行総務事務センター長 総務事務センターでございます。16ページをお願いいたします。

まず、一般管理費ですけれども、右側説明欄の2をごらんください。

共済組合事業費853万円余は、共済組合法 に基づきます共済組合への負担金でございま す。

次に、中段の人事管理費でございますけれ ども、人事管理費は10億6,237万円をお願い しております。

説明欄の1の人事管理費1億2,700万円余は、県庁の庶務事務の集中処理に係るものでございまして、内訳は(1)の総務事務センター運営費が年間の事務費、(2)の庶務事務シ

ステム等の運用費が、システムの保守管理、 機器リースなどに必要な経費でございます。

また、2の職員福利厚生費4億7,100万円 余は、県職員の福利厚生全般に係る経費でご ざいまして、内訳は、(1)の職員の健康管理 費等が、職員の健康診断や人間ドック等に要 する経費でございます。(2)の職員住宅管理 費が、職員住宅に係る建設費の償還や維持補 修費等の経費でございます。

3の子ども手当関係費は、職員に対する子 ども手当でございまして、4億6,300万円余 を計上しております。

次に、一番下の欄でございますけれども、 恩給及び退職年金費の支給に関する経費とし まして8,498万円余を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤県政情報文書課長 県政情報文書課で す。17ページをお願いします。

2段目の文書費7,400万円余は、右の説明欄に記載しておりますとおり、文書管理システム及び県例規データベースの維持管理等の文書関係事務、情報公開の推進及び新公益法人制度の推進に要する経費並びに県公報発行に要する経費でございます。

この中には、後ほど説明します行政文書等の管理に関する条例の施行準備のための文書管理システムの改修費、行政文書管理制度の基本的なルール等を審議する行政文書等管理委員会の運営経費も含まれております。

3段目の諸費200万円余は、東京周辺の県 出身大学生の寮を運営しています有斐学舎へ の運営経費の一部補助でございます。

4段目の大学費8億8,700万円余は、公立 大学法人熊本県立大学の業務の財源に充てる ために交付する運営交付金8億8,600万円余 と県立大学の業務実績の評価等を行う評価委 員会の運営に要する経費です。

以上、よろしくお願いいたします。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございま す。18ページをお願いいたします。

諸費及び私学振興費を合わせまして、112 億5,000万円余を計上しております。これは 私学振興のための各種助成費等でございま す。

主なものを御説明いたします。右の説明欄 をごらんください。

まず、4の私学振興助成費のうち(1)の私立高等学校等経常費助成費補助でございますが、私立学校の教育条件の維持向上等のために、私立幼稚園、中学、高校に対しまして、経常的経費の補助を行うものでございます。(4)の私立高等学校授業料等減免補助でございますが、経済的理由により就学が困難な生徒に対しまして、授業料等の減免を行う私立高校に対しまして補助を行うものでございます。(5)の私立高等学校等就学支援金事業は、私立高校生等の授業料負担を軽減するため、今年度から始まっております就学支援金を給付するものでございます。

それから、(7)から(10)までは新規事業でございます。まず(7)の熊本時習館海外大学進学支援事業は、海外大学進学を目指す生徒に対しまして、セミナーや入学対策講座等を実施するものでございます。(8)の熊本時習館私学生徒支援事業でございますが、大学進学から基礎学力定着まで、生徒の状況に応じた学習支援を行います私立中高校に対しまして補助を行いますとともに、特別支援相談員の派遣を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

(9)の熊本時習館教職員指導力向上支援事業でございますが、私立学校教職員のさらなる指導力向上やすぐれた若手教職員の育成のため、退職教員等を活用した教員の研修等に対して補助するものでございます。(10)の夢応援進学資金給付事業でございますが、生活保護世帯の生徒が大学進学する場合に、1人

当たり10万円を応援資金として給付するものでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたし ます。

私立学校施設整備借入金利子助成でございます。これは、私立の高校、中学、幼稚園を設置いたします学校法人が、施設整備等を行うために必要な資金を日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた場合に、当該学校法人に対しまして利子負担の軽減を図るため助成を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小林財政課長 財政課でございます。資料 の20ページをお願いいたします。

まず、一般管理費のうち、説明欄の2番に あります庁費につきましては、職員の赴任旅 費などを全庁分の共通経費として財政課で一 括計上いたしております。

次の財政管理費のうち、説明欄の1、財政管理費の(1)管理運営費は、財政課の運営費を計上しております。(2)の宝くじ社会貢献広報事業につきましては、宝くじが広く役立っていることを広報することにより、宝くじのイメージアップを図り、宝くじの安定的な売り上げを確保するための経費でございます。

2番から6番につきましては、基金の利子 の積み立てでございます。

次の元金、利子、公債諸費につきまして は、県債の元金や利子の償還、発行に要する 手数料などを計上しております。

それぞれ公債管理特別会計への繰出金がご ざいますが、これらにつきましては後ほどま とめて御説明いたします。

一番下の予備費でございますが、これは臨 時的な支出に充てるための費用でございま す。

資料の21ページをお願いいたします。

公債管理特別会計ですが、これは、市場公募債や借換債の発行及び償還等の会計を一般会計と区分するために、平成16年度に設置したものでございます。

まず、元金についてですが、説明欄の1と2には、元金償還の所要額を計上しております。3につきましては、市場公募地方債の満期一括償還に備えて、その償還原資を計画的に積み立てるものでございます。

次の利子は、割引料や利子の所要額を計上しております。

なお、説明欄に、平成23年度の全国型市場 公募地方債の発行についてまとめておりま す。平成23年度は、(1)の共同発行債を300億 円、(2)の個別発行債を200億円発行する予定 といたしております。

次の公債諸費は、市場公募地方債の発行に 要する手数料及び金融機関向けの熊本県のP R経費、いわゆるIR活動経費を計上してお ります。

22ページをお願いいたします。

こちらは債務負担行為の設定でございま す。

先ほど御説明いたしました全国型市場公募 地方債の発行総額1兆5,060億円を、共同発 行する35団体で連帯債務を負うものでござい ます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○米満管財課長 管財課でございます。資料 の23ページ目をお願いいたします。

財産管理費として、7億9,300万円余を計上させていただいております。説明欄をごらんください。

1の財産管理費として、2億2,500万円余を計上させていただいております。(1)の財産管理費は、庁舎等の県有物件の火災共済等に係る共済掛金等でございます。(2)の市町村交付金は、職員住宅や貸し付け財産等が所

在する市町村に支払う固定資産税にかわる交付金でございます。

次に、2の財産管理処分費990万円余は、 普通財産の売却のための不動産鑑定料や境界 測定料等の委託費や除草等に係る経費でござ います。

次に、3の庁舎等管理費は、庁舎の維持管理に係る基本的な管理経費でございます。 (1)の庁舎管理費は、県庁舎の光熱水費及び警備等に関する経費でございます。 (2)の庁舎の維持補修費は、建物の修繕、県庁舎の清掃、空調及び給排水等の維持、補修等に係る経費でございます。 なお、建物修繕の中には、売却を見合わせ、当分の間宿舎として利用することになりました2丁目宿舎の耐震改修工事も予定しております。 (3)の電話管理費・自動車管理費は、県庁舎の電話設備の賃借料、公用車の管理経費でございます。

管財課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。資料 の24ページをお願いいたします。

1段目の税務総務費、25億7,500万円余を 計上させていただいております。右側の説明 欄をごらんください。このうち主なものにつ いて御説明申し上げます。

2の税務管理費7,700万円余は、県税事務 所や自動車税事務所等に配置いたします申告 受け付け嘱託員の報酬、ふるさとくまもと応 援寄附金の募集等の経費でございます。

3の納税奨励費3億6,800万円余は、県税の広報、租税教育、軽油引取税の特別徴収者への交付金等に要する経費でございます。

飛びまして、6の県税事務オンラインシステム維持管理費2億2,800万円余は、県税システムの機器のリース、修繕費、ソフトウエアの改修のための経費でございます。

もう1つ飛びまして、8のふるさとくまもと応援寄附基金は、来年度も寄附金額5,000

万円を目標として取り組むこととしております。これに相当する額を基金積立金として計上しております。

2段目の賦課徴収費として、44億3,500万円余を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

1の賦課徴収費でございますが、2億8,20 0万円余を計上させていただいております。 これは、税務職員の行動費、通信料のほか、 金融機関への支払い手数料等の経費でござい ます。

2の公金取扱費でございます。25億6,400 万円余は、個人県民税及び地方消費税の徴収 に要する経費を、それぞれ市町村及び国に支 払うものでございます。

3の県税過誤納還付金でございますが、これは、法人2税において、所得の確定によって確定税額が前納されていた半期分の税額を下回った場合に還付をするための経費でございます。23年度は15億8,800万円余を計上しております。

3段目のゴルフ場利用税交付金から次のページの一番下の株式等譲渡所得割交付金までは、それぞれの税収の一定割合を市町村へ交付するあるいは他の都道府県との精算を行うものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願い いたします。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。資料の26ページをお願いします。

初めに、地域振興局費で6億4,631万円余を計上しております。これは県内の10総合庁舎の管理、運営に関する経費でございます。説明の欄をごらんください。

(1)の地域振興局管理運営費は、総合庁舎の光熱水費、警備委託等の経費で、1億7,61 2万円余でございます。(2)の総合庁舎維持補 修費は、総合庁舎の清掃、ビル管理等、維持 管理委託や庁舎等修繕の経費で、1億1,063 万円余でございます。(3)の地域振興局活動推進費は、地域振興局が地域の主体的な取り組みを支援するための10局分の活動費、5,000万円でございます。(4)の総合庁舎施設整備費は、地域における防災拠点でございます総合庁舎の耐震改修工事費、来年度、宇城・阿蘇・上益城振興局の土木部庁舎を予定しておりまして、その経費3億955万円余でございます。

次に、目の諸費でございます。これは国からの委託によりまして行います自衛隊員の募集に関する経費79万円余でございます。

次に、目の自治振興費、15億1,484万円余 を計上しております。

まず、(1)の自治振興支援費等は、市町村 からの派遣職員の給与負担金並びに行財政支 援に伴う事務費4,083万円余でございます。 (2)の権限移譲事務市町村交付金7,613万円余 は、県から市町村に事務権限の移譲を行って おります事務処理に要する経費に対する交付 金でございます。(3)の市町村自治宝くじ交 付金12億5,463万円余は、市町村の振興を図 ることを目的に発売されます市町村振興宝く じ、サマーとオータムのジャンボ宝くじでご ざいますが、この収益金を財団法人熊本県市 町村振興協会に交付する交付金でございま す。(4)の住民基本台帳ネットワークシステ ム推進事業1億2,214万円余は、住民基本台 帳法に基づきます全国的なネットワークシス テムでございます住基ネットの維持、運営に 必要な負担金、システムの保守管理に要する 経費でございます。(5)の市町村合併支援事 業1,039万円余は、熊本県合併支援プランに 基づきまして、これまで合併した市町村に対 して行う支援等に要する経費でございます。 (6) 政令指定都市移行支援事業515万円余は、 熊本市の政令市移行に向けまして、県市連携 して取り組む関係機関協議並びに啓発活動の 実施に要する経費でございます。(7)市町村 行政体制強化事業554万円余は、近年の市町

村を取り巻きます環境変化を踏まえまして、 行政体制整備に向けた調査検討を行うための 支援に要する経費でございます。

27ページをお願いいたします。

次に、目の選挙管理委員会費、1,803万円 余を計上しております。説明欄1の委員報酬 480万円余は、選挙管理委員会委員の報酬で ございます。

次に、3の委員会運営費118万円余は、選挙管理委員会の運営費及び在外選挙人名簿登録事務費でございます。

4の政治資金関係等事務費168万円余は、 政治団体の管理事務、収支報告書の受け付け 等に要する経費でございます。

5の政党助成関係等事務委託費39万円余 は、政党助成金の使途等報告受け付け、閲覧 等に要する経費でございます。

次に、選挙啓発費321万円余は、明るい選 挙推進協議会活動等に要する経費でございま す。

次に、県議会議員選挙費といたしまして、 6億8,002万円余を計上しております。これ は平成23年4月29日に任期満了を迎える県議 会議員選挙の執行経費でございます。

次に、県知事選挙費といたしまして、8億3,906万円余を計上しております。これは24年の4月15日に任期満了を迎えます県知事選挙の執行経費でございます。

以上、一般会計の合計は55億9,041万円余 でございます。

次に、市町村振興資金貸付事業特会でございます。

これは市町村等が行います公共施設の整備 事業等に対する貸付金と事務費でございまして、貸付金2億円、事務費31万円余を計上しております。

次に、一般会計繰出金は、地域振興局活動 推進費の財源として一般会計に繰り出すもの でございまして、5,000万円を計上しており ます。 以上、熊本県市町村振興資金貸付事業特会 の合計は、2億5,031万円余を計上しており ます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。資料の28ページをお願いいたします。

まず、上段の一般管理費でございますが、 4,213万1,000円を計上いたしております。説 明欄をごらんいただきたいと思います。

2の危機管理対策費234万円余は、危機管理体制の整備、国民保護協議会の開催等に要する経費でございます。

下段の防災総務費でございますが、10億8,740万7,000円を計上いたしておりまして、前年度に比べ6億300万円余の増となっております。その主な理由といたしましては、後で御説明いたしますけれども、防災消防ヘリコプター管理運営費の増及び新規事業の防災消防ヘリコプターテレビ伝送システム整備によるものでございます。説明欄をお願いいたします。

まず、2の防災対策費といたしまして、8 億1,332万9,000円を計上いたしております。 (2)の防災消防ヘリコプター管理運営費2億 9,669万円余につきましては、ヘリコプター の運航管理及び事務所の維持管理等に要する 経費でございますが、23年度は、通常の管理 運営費に加えまして、600時間点検等の経費 2,625万円、エンジンのオーバーホールの経 費8,210万円、救急搬送機材の経費3,049万円 余等を計上いたしておりまして、前年度から 1億5,000万円余の増となっているところで ございます。飛びまして(5)の防災・震度情 報システム管理費6,038万円余でございます が、防災・震度情報システム、統合型防災情 報システムなどの維持管理に要する経費でご ざいます。(7)の防災消防ヘリコプターテレ

ビ伝送システム整備事業につきましては、新 規事業でございまして、4億3,850万円を計 上いたしております。これは、災害時の被災 状況の迅速な把握等のために、防災消防ヘリ コプターへのテレビ伝送システムの搭載、そ れから地上受信設備の整備等を行う経費でご ざいまして、地域活性化・公共投資臨時基金 を活用して整備をすることといたしておりま す。

なお、県警のヘリコプターテレビシステム の既設の受信設備を可能な限り共用すること によって、コストの節減を行っております。

次に、3の無線管理費9,154万2,000円は、 防災行政無線の維持管理費及び地域衛星通信 ネットワーク運営の分担金でございます。

次に、29ページをお願いいたします。

上段の消防指導費につきましては、1億6, 114万2,000円を計上いたしております。説明 欄をお願いいたします。

2の消防費といたしまして、3,215万7,000 円を計上いたしております。(2)の市町村等 消防施設整備補助367万円につきましては、 消防用車両等を購入されます市町村に対する 補助金でございます。飛びまして(4)の消防 広域化推進事業413万円余につきましては、 県消防広域化推進委員会の運営経費等でござ います。

4の消防学校費5,533万7,000円でございますが、これは、消防学校の管理運営費、維持補修費、設備整備費、それから派遣教官に係る人件費負担金でございます。

次に、下段の火薬ガス等取締費につきましては、4,311万3,000円を計上いたしております。説明欄をお願いいたします。

2の銃砲火薬取締指導費、それから3の高 圧ガス取締指導費、それから4の電気取締指 導費につきましては、それぞれ火薬類、高圧 ガス、電気工事業者等の許認可、それから、 登録、検査、免状交付等に要する経費でござ います。 以上、予算総額は13億3,379万3,000円となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・ 協働推進課でございます。資料の30ページを お願いします。

諸費につきましては、1億200万円余をお 願いしております。

説明欄(3)の緊急雇用創出基金事業・NP O活動担い手育成事業は、県がNPO法人等に人材育成のために雇用を委託するものでございます。(4)の新しい公共支援事業は、新しい公共を担うNPO等の自立的活動を後押しするための支援事業やモデル事業を実施するものでございます。

次に、社会福祉総務費につきましては、1 億9,700万円余をお願いしております。この うち、説明欄2の社会福祉諸費につきまして は、くまもと県民交流館の管理、運営及び指 定管理者委託等に要する経費でございます。

また、3の男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画の推進に要する経費でございます。

資料の31ページをお願いします。

(5)の男女共同参画実践支援事業につきましては、男女共同参画のおくれている地域や分野を対象に、NPOとの協働による実学的な講座を行うものでございます。(6)の男女共同参画センター事業推進費等につきましては、パレア内にあります男女共同参画センターにおいて実施する啓発、相談業務等に要する経費でございます。

社会福祉施設費につきましては、2,800万円余をお願いしております。これは配偶者等からの暴力による被害者の一時保護及び自立支援等に要する経費でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 それでは、企画振興部 の説明に入りますけれども、まず坂本企画課 長。

○坂本企画課長 企画課でございます。資料 の33ページをお願いします。

まず、諸費に3億4,880万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

管理運営費ですが、東京事務所の管理運営 費や東京在住の職員の宿舎借り上げ料及び銀 座熊本館の改修等の1億円余でございます。

次に、計画調査費に3億6,070万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

1の開発促進費に1,910万円余を計上して おります。主なものとしましては、全国知事 会や各種協議会等への負担金及び事務経費の 1,460万円余でございます。

2の企画推進費に3億4,160万円余を計上 しております。主なものとしましては、(1) 市町村や住民による定住、雇用、交流拡大等 の自主的な地域づくりに対する総合的な支援 を行う地域づくり夢チャレンジ推進事業に3 億円、(2)阿蘇の草原の維持、再生に向けた 施策等の検討を行う阿蘇草原維持再生調査事 業に500万円、(3)将来の県勢発展に向けた調 査研究の実施及びくまもと未来会議を開催す るくまもとの夢政策推進事業に2,370万円余 でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願い いたします。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。資料の34ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、2億9,363万円 余をお願いしております。内訳につきまして は、資料右の説明欄により御説明いたしま す。

まず、1の開発促進費1億6,362万円余の 主な事業でございますが、(1)ふるさとづく り推進事業貸付金1億円余につきましては、 ふるさと融資制度を活用して阿蘇くまもと空港のターミナルビルの増改築に対して支援を行う経費でございます。(2)の水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクト1,579万円余につきましては、水俣病の教訓を踏まえ、水俣・芦北地域の振興のため、環境学習旅行の誘致等による交流人口の拡大などの取り組みに要する経費でございます。

次に、2の企画推進費8,307万円余の主な 事業でございます。(1)の水俣・芦北地域産 業振興と雇用創出事業5,121万円につきまし ては、第5次水俣・芦北地域振興計画に掲げ る産業振興と雇用創出を図るための人材育 成、起業化・業務拡大支援や雇用の助成等に 要する経費でございます。(2)の阿蘇くまも と空港地域活性化事業800万円につきまして は、空港地域活性化に向けて、美しい空港を PRする写真コンテストあるいは植栽による 景観形成に要する経費でございます。(3)の ロアッソ熊本支援県民運動推進事業800万円 につきましては、ロアッソ熊本を核といたし ました地域づくり、まちおこしとして「ロア ッソ熊本をJ1へ」県民運動推進本部への支 援及び株式会社アスリートクラブ熊本への追 加出資に要する経費でございます。

次に、3の特定地域振興対策費364万円余 でございますが、過疎、離島など、特定地域 の支援対策に要する経費でございます。

最後に、4の土地利用対策費4,328万円余 でございますが、国土利用計画法に基づく土 地取引の届け出に対する審査あるいは地価調 査の実施等に要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく お願いいたします。

○津森新幹線元年戦略推進室長 新幹線元年 戦略推進室でございます。資料35ページをお 願いいたします。

計画調査費で1億3,809万1,000円をお願いしております。説明欄をごらんください。

開発促進費、新幹線くまもと創り元年戦略 推進事業につきまして、新幹線元年事業や情 報発信などの九州新幹線全線開業の効果を最 大化し、県内全域に波及させる新幹線元年戦 略を推進するための経費でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○田中川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。説明資料の36ページをお願いいたします。

計画調査費として、3億8,122万8,000円を お願いしております。説明欄をごらんくださ い。

まず、(1)の川辺川ダム総合対策事業は、 川辺川ダム事業をめぐる諸課題への総合的な 対応やふるさと五木村づくり計画の推進など に要する経費として842万7,000円を計上して おります。説明欄(2)の五木村振興基金積立 金は、ふるさと五木村づくり計画を着実に推 進するための基金の積み立てでございます。 平成23年度は、元金2億円及び預金利子を加 え、計2億266万3,000円を計上しておりま す。(3)の五木村振興交付金交付事業は、こ の計画に基づき村が行う事業に対して、その 経費を基金から充てるものでございます。1 億6,580万8,000円を計上しております。(4) の五木村定期観光バス実証事業は、SLなど で人吉に来られた観光客に五木村まで来てい ただけるように、人吉-五木間に定期観光バ ス「いつきちゃん号」を運行する経費として 235万円を計上しております。2年目となる 平成23年度は、一層の内容充実を図ってまい ります。最後に(5)の五木の子守唄担い手養 成・観光PR事業は、五木の子守唄の後継者 養成や子守唄の披露を通した村の観光PR等 に要する経費として100万円を計上しており ます。

以上、よろしくお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございま

す。37ページをお願いいたします。

上段の人事管理費でございますが、6億6,800万円余の予算をお願いしております。

主な事業内容を説明欄に記載しておりますが、(1)と(2)は、ホストコンピューターシステムやパソコン等の運用経費でございます。(3)(4)は、県と市町村が共同で運用しております電子申請システム及び汎用型GIS、地理情報システムの運営経費でございます。(5)は、ふるさと雇用基金を活用した行政地図情報電子化事業でございます。

なお、人事管理費につきまして、前年度と 比較し約1億8,000万円余の減額となってお りますが、これは、電子申請システムにつき まして、平成23年度から民間のアプリケーシ ョンソフトを利用することとしたこと等によ り、年間経費が大幅な減額となったことが主 な要因でございます。

次に、下段の計画調査費でございますが、 3億1,700万円余の予算をお願いしております。

主な内訳は、(1)の総合行政ネットワークの保守管理経費 (2)のKタッチナビシステムに中国語、韓国語及びスタンプラリーなど、イベント機能等を追加、拡充するための経費、(3)のICTによるアジアに向けた情報発信支援事業は、本県のアジア戦略を推進するため、中国語、韓国語、英語等の言語に応じて本県の魅力を最大限アピールできるホームページの制作にモデル的に取り組むものでございます。

以上、情報企画課関係で合計11億4,000万円余の予算となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○富永文化企画課長 文化企画課でございま す。次の38ページをお願いいたします。

計画調査費でございますが、6億8,000万円余をお願いしております。説明欄をお願いします。

まず、1の文化企画推進費6,300万円余でございますが、主なものを申し上げますと、(2)の博物学関係事業は、松橋収蔵庫における資料の収集、整理及び資料を活用した企画展示、自然観察会の実施等の学習支援活動等を実施する経費でございます。(3)の熊本県芸術文化祭推進事業は、熊本県文化協会等と共同いたしまして、5月から12月までに県下一円で実施する熊本県芸術文化際の全体広報及びオープニング事業を実施するための負担金でございます。

次に、2の県立劇場費6億1,700万円余で ございますが、(1)の県立劇場施設整備費 は、県立劇場における空調設備の冷温水発生 器更新や演劇ホール床改修等に要する経費で ございます。(2)の県立劇場管理運営事業 は、県立劇場の管理、運営及び文化事業を指 定管理者であります財団法人熊本県立劇場へ 委託するための経費でございます。

最後に、債務負担行為の設定についてでございますが、これは、先ほどの県立劇場の空調設備、冷温水発生器の更新につきましては、工事が翌年度にずれ込む可能性があるため、必要な工事費等の債務負担の設定をお願いするものです。

以上でございます。御審議のほどよろしく お願いいたします。

○髙田交通対策総室長 交通対策総室でございます。説明資料の39ページをお願いいたします。

下段の計画調査費で10億1,300万円余をお願いしております。内容につきましては、右側の説明欄に記載をしております。

まず、1の交通整備促進費に関しまして、5億5,700万円余をお願いしております。

主な事業といたしまして、(1)の肥薩おれんじ鉄道関連事業におきまして、肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるために、沿線市町や鹿児島県と連携して行う鉄道基盤整備の

維持に係る費用への補助や雇用基金事業を活用した人材確保のための支援及び肥薩おれんじ鉄道活性化協議会への負担金などとして、1億7,000万円余を計上しております。

このうち、鉄道基盤整備の維持に係る費用につきまして1億2,000万円余を計上しておりますが、22年度当初予算と比べて6,000万円程度増加しております。これは鉄道営業法に基づく8年に1度の会社設立後初めての車両の全般検査、重要部分に関する費用ということで増額になっておるところでございます。

次の地域交通企画調整事業におきましては、阿蘇くまもと空港と豊肥線肥後大津駅を結ぶ空港ライナーの試験運行を初め、地方バスの運行支援、モビリティ・マネジメント推進など、地域の公共交通の維持及び利用促進を図る事業として3億7,700万円余を計上しております。(3)の広域交通網形成促進事業におきましては、県内及び県域広域に及ぶ道路交通体系の調査事業費などとして900万円余を計上しております。

次に、2の空港整備促進費に関しまして、 4億5,600万円余をお願いしております。

主な事業といたしまして、(1)の阿蘇くまもと空港拠点性向上対策事業におきまして、 国が行う滑走路の改良など、阿蘇くまもと空港の基本施設整備に係る県の直轄事業負担金を初め、熊本一静岡線などの国内線の路線振興対策、さらに、熊本一ソウル線の振興や新規路線開拓に向けた施策を推進するための阿蘇くまもと空港国際線振興協議会に対する負担金などとして、合計2億8,000万円余を計上しております。(2)の地域航空推進事業におきましては、天草エアラインの安全かつ安定した運航を地元市町と協調して支援するための機材整備費に対する補助や天草空港利用促進協議会への負担金などについて1億7,200万円余を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく

お願い申し上げます。

○佐伯統計調査課長 統計調査課でございま す。資料の40ページをお願いいたします。

まず、統計調査総務費として2億7,022万円余をお願いしておりますが、説明欄2の統計諸費59万円余は、統計功労者表彰等の経費でございます。

次に、2段目の委託統計費1億6,910万円でございますが、これは、総務省、文部科学省、経済産業省、厚生労働省等、国からの委託を受けて実施します統計調査の経費でございます。内訳は説明欄をごらんください。

毎年実施しております1の経常調査分として、労働力調査等の12調査の経費7,671万円余でございます。また、5年ごとに実施しております2の周期調査分として、経済センサス活動調査等の3調査の経費9,238万円余でございます。

次に、下段の単県統計費352万円余でございますが、これは、1の県民所得等の推計調査費69万円余、2の推計人口調査費60万円余、3の統計年鑑等の刊行物の作成に要する経費222万円余でございます。

なお、委託統計費が7億4,000万円ほど減っておりますが、これは、平成22年、10年ごとの国勢調査を行いましたが、これの終了によるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 出納局の説明に移ります。まず、田上会計課長。

○田上会計課長 会計課でございます。資料 の42ページをお願いいたします。

2段目の会計管理費について、1億5,248 万円余をお願いしております。主な事業としましては、説明欄に記載しております(2)の総合財務会計システムの維持管理経費の1億2,176万円余でございます。 次に、3段目の利子について、1,400万円をお願いしております。これは、年間の収支の見合いの中で、支払い資金が不足する場合に、指定金融機関から一時借り入れに伴う支払い利子でございます。本年度は、金利の低下に伴い、前年度に比べ1,000万円の減額となっております。

次に、収入証紙特別会計でございます。

一般会計繰出金について、前年度と同額の30億円をお願いしております。これは、各種の許認可申請に伴う収入証紙による手数料収入については、収入証紙特別会計で一元的に管理しておりますが、関係課で受け付けました許認可の申請実績額に応じて関係課の一般会計に繰り出すものでございます。

会計課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○清田管理調達課長 管理調達課です。資料 の43ページをお願いいたします。

2段目の会計管理費につきまして、1,600 万円余をお願いしております。これは物品の 調達及び物品の管理の指導等の事務推進費48 0万円余と電子入札システムに係る管理運営 費1,100万円余でございます。

続きまして、資料の44ページをお願いします。

債務負担行為ですが、これは、県の各機関において契約する共通的な2つの業務につきまして、複数年度にわたって役務の提供を受ける必要がある案件につきまして債務負担行為の設定をお願いするものです。

まず、情報処理関連業務ですが、限度額2 億5,700万円余、3件分の設定をお願いして おります。主な内容といたしましては、情報 システムの運用に係る業務委託などです。

次に、事務機器等賃借ですが、限度額12億 4,500万円余、85件分の設定をお願いしてお ります。主な内容といたしましては、情報シ ステム関連機器等のリースです。 以上です。御審議のほどよろしくお願いい たします。

○小早川宗弘委員長 委員会等の説明に入り ますけれども、まず佐藤人事委員会事務局総 務課長。

○佐藤人事委員会事務局総務課長 人事委員 会事務局でございます。資料の45ページをお 願いいたします。

まず、委員会費の614万円余につきまして は、人事委員会委員3人の報酬及び委員会の 運営に要する経費でございます。

下段の事務局費につきましては、1億5,66 6万円余をお願いいたしておりますが、この うち運営費2,621万円余につきましては、県 職員等の採用試験、公平審査事務及び給与制 度等の調査研究に要する経費でございます。

人事委員会事務局は以上でございます。御 審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳田監査委員事務局監査監 監査委員事務 局でございます。資料の46ページをお願いい たします。

まず、委員費1,900万円余につきまして は、監査委員4人の報酬と並びに委員の監査 に要する経費でございます。

下段の事務局費のうち、説明欄2の運営費 900万円余は、事務局職員の旅費等、事務局 の運営に要する経費でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋議会事務局次長 議会事務局でござい ます。資料の47ページをお願いいたします。

まず、上段の議会費でございますけれど も、10億9,432万4,000円を計上いたしており ます。

これは、説明欄1の議員報酬、2の運営費で、費用弁償等の定例会、委員会の開催経費、各委員会の調査活動経費、海外友好訪

問、それから全国及び九州議長会などに係る 経費でございます。

次に、下段の事務局費でございます。 3 億 6,844万7,000円を計上いたしております。

2の運営費でございます。(1)の会議録印 刷費、新聞等による広報関係経費、本会議、 各委員会速記資料などの管理、運営に係る経 費、(2)の清掃委託、保守点検委託などの維 持修繕費及び(3)の嘱託職員の報酬、会議録 データ入力などの緊急雇用対策に係る経費で ございます。

議会事務局全体といたしまして、14億6,27 7万1,000円をお願いしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 続いて、条例等の説明 を、まず豊田人事課長。

○豊田人事課長 人事課でございます。

条例等関係の説明資料の1ページ、第76号 議案熊本県内部組織設置条例等の一部を改正 する条例につきまして御説明いたします。3 ページの概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨でございますが、口 蹄疫や新型インフルエンザなどの突発的な危 機事案に対しまして、知事の危機管理体制を 強化するために、これまで総務部が所管して おりました危機管理・防災関係の事務を知事 公室に移管することに伴います関係条例の一 部を改正するものでございます。

まず、主な改正内容でございますが、この表にありますが、左側の改正前の欄で、総務部に規定されておりますオのうち、危機管理に係る調整、防災の事務を、改正後の右の欄ですが、イにございますように、知事公室の事務として規定する改正を行うものです。

なお、消防部門につきましては、消防学校などの出先機関を抱えていること、また市町村向けの業務も多くあることから、これまでどおり総務部に残すこととしております。

次に、(2)の熊本県防災会議条例の一部改正から(6)までの条例改正につきましては、いずれも今回の組織改編に伴います庶務を、総務部から知事公室に移すための関係規定を整備するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成23 年4月1日としております。

次に、資料の4ページをごらんください。 第77号議案熊本県知事の権限に属する事務 処理の特例に関する条例の一部を改正する条 例の制定についてでございます。5ページの 条例改正案の概要で御説明させていただきま す。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、自治法の規定に基づきまして、知事の権限に属する事務の一部を市町村で処理することに伴いまして関係規定を整備するものでございます。

2の改正内容でございます。これは、旅券 法に基づきます事務のうち、現在本庁及び地 域振興局で行っておりますパスポートの申請 受け付け及び交付等に関する事務につきまし て、今回協議が調いました水俣市、山都町、 芦北町、津奈木町の4団体へ権限を移譲する ものでございます。

今回御承認いただきますと、未移譲団体は、熊本市、それから宇城地域、八代地域の6団体となりますが、これにつきましても、いずれも事務移譲については合意し、現在外務省との事前協議等の事務手続を進めております。手続が整い次第、順次条例改正を提案させていただきたいと考えております。

3の施行期日でございますが、これにつきましては、市町村の準備等もございまして、水俣市、芦北町、津奈木町につきましては平成23年10月3日から、それから、山都町につきましては平成24年4月2日から施行することとしております。

4の経過措置につきましては、記載のとおりでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○佐藤県政情報文書課長 県政情報文書課で ございます。資料の6ページをお願いいたし ます。

第78号議案熊本県行政文書等の管理に関する条例の制定についてでございますが、21ページからの概要で御説明いたします。

この条例の趣旨は、21ページの1に記載の とおり、熊本県行政文書等の管理に関する基 本的事項を定めて、適正かつ効率的な行政運 営が実施されることにあり、主な内容として は2に記載の3点になります。

このうち、1点目の行政文書の管理に関する基本的事項は、これまで訓令等で定めていたものを、一部修正の上、新たに条例化するものであり、他の2点、歴史公文書の保全及び利用に関する事項、行政文書等管理委員会に関する事項は、新たに導入する事柄でございます。

22ページをお願いいたします。

制定の経緯につきましては、11月議会の当 委員会において説明しておりますので、省略 いたします。

また、条例の概要、特徴等につきまして も、重ねての説明になりますので、ポイント のみを説明いたします。

条例の制定に当たっては、22ページ、1の基本的考えに記載のとおり、公文書管理法に準拠しながら、あり方検討委員会の提言をいただいておりますので、その提言を最大限に反映しております。

2の見直し点でございますが、行政文書の 管理については、作成、整理、保存という流 れについてはこれまでと大きく変わりませ ん。ただし、作成については、行政文書は、 意思決定に至る過程並びに事務及び事業を、 合理的に後づけまたは検証できるように作成 することとなります。また(3)ファイル管理 簿の作成、公表については新たな手続です。 行政文書を1つにまとめた行政文書ファイル、現在は簿冊という形になりますけれども、その分類、名称、保存期間、保存期間満了時の措置を記載した管理簿を作成し、事務所に備えるとともに、インターネット等で公表することとなります。

そして、歴史的資料として重要な文書については、歴史公文書として位置づけ、保存期間満了時には、知事に移管し、永久に保存し、県民の利用に供することとなります。

また、管理状況報告や文書管理規程の制定についての規定も定めております。

23ページをごらんください。

この条例は公文書管理法に準拠しておりますが、国と県との制度的違いやあり方検討委員会の提言を踏まえて制度を構築したために、法と異なる県独自の取り組みとなりました点がございます。

まず、法においては、内閣総理大臣の指揮 監督権に基づく措置があります。各省庁に対 し、文書廃棄への同意であるとか、文書管理 規則の制定、改廃への同意等でございます が、地方公共団体においては、制度が異なる ことから、このような措置をとらずに、その 代替的な措置として、また、あり方検討委員 会から行政文書の管理に関しては第三者の関 与が求められたことを踏まえまして、行政文 書等の管理の基本ルールを決める場合や文書 の廃棄について、新たに設置します行政文書 等管理委員会に諮問することとしておりま す。

(3)の職員の責務についても、これについては、あり方検討委員会の提言にあった職員の意識改革を受け、条例の趣旨に対する理解を深め、県民の立場に立って、誇りを持って行政文書の管理に取り組むように規定しておりまして、各種研修会を通じて意識の改革に取り組みたいと考えております。

次に、既保存文書の取り扱いについてでご ざいますが、廃棄と移管については、条例の 例により取り扱うよう努めることとしております。

最後に、条例の施行についてでございますが、行政文書等管理委員会に関する規定を先行して公布の日から施行させ、委員会の審議を進めて各種規定等を整えるとともに、文書管理システムの改修及び職員研修等を実施しまして、準備を整えまして、平成24年4月に全面施行したいと考えております。

なお、公安委員会、警察本部につきましては、文書管理システムの改修等に時間を要することから、システムが県の知事部局等のシステムと異なりますので、そこに時間を要するということでございますので、公布の日から起算して4年を超えない範囲で、規則で定める日から本格施行することとしております。

なお、公安委員会、警察本部を含めまして、知事部局以外の執行機関も、情報公開条例と同様、すべての機関、これは16機関になりますけれども、この条例に参加することとなりました。

24ページに、この条例の構成をまとめておりますので、条例の全体像とあわせて御参照いただければと思います。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○小林財政課長 財政課でございます。

第79号議案熊本県手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

25ページから27ページにかけて条例の方を 記載しておりますが、説明につきましては、 28ページに条例(案)の概要を掲載いたしてお りますので、これに沿う形で御説明をさせて いただきたいと思います。

まず、1の条例改正の趣旨は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正などに伴いまして、手数料等の規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容をごらんください。

(1)として、新たに手数料を設けるものが 5項目ございます。額については、いずれも 所要経費、他県との均衡などを踏まえ、県独 自に算定したものでございます。①につきま しては、受益者負担の観点から、行政書士試 験に合格したことの証明書の交付に係る手数 料を新設するものでございます。②番から⑤ 番は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の 改正により、廃棄物処理施設に係る熱回収施 設設置者の認定制度が創設されたことに伴 い、認定の申請及び認定更新の申請に係る手 数料を新設するものでございます。

次に、(2)番として、手数料の額を改定するものが2項目ございます。額につきましては、(1)同様に、所要経費、他県との均衡等を踏まえて算定をしたものでございます。①番は、土地の掘削、湧出路増掘または温泉採取のための施設等の変更許可申請に係る手数料について、額の改定を行うものでございます。②番は、産業技術センターの分析、試験または設計手数料について、新たな試験研究機器の導入等に伴い、対応する区分の手数料の上限及び下限を改定するものでございます。

また、(3)番は、法律の一部改正などに伴い、引用規定の整備を行うものでございま

3の施行期日は、平成23年4月1日からと しております。

最後に、4のその他については、今回新設 される手数料を県の収入証紙で収入するため に、収入証紙条例の一部改正をあわせて行う ものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。資料 29ページをお願いいたします。

第80号熊本県税条例の一部を改正する条例

の制定についてでございます。説明は次の30 ページで行います。

条例の改正趣旨でございますが、これは、 法人県民税の法人税割について、課税標準税 率の5%に0.8%の税率を上乗せする、いわ ゆる超過課税を行っているところでございま すが、この措置が、昭和51年10月1日から5 年ごとに見直しを行いながら延長を行ってま いりました。今回、平成23年9月30日で期限 切れを迎えますことから、2の主な改正内容 の(1)のとおり、再度5年間の延長を行うも のでございます。

また、この措置は、従来から資本金1億円 以下の中小企業には適用されませんが、同様 に、(2)にございますとおり、農業協同組合 や中小企業等の合併法人の中で特定のものに は適用を除外するということになっておりま す。この措置も延長するということで、そう いうような改正の内容になっております。

施行期日は公布の日となっております。

次に、31ページの第81号議案県税の賦課業務の集約に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてでございます。説明の方は、少しページを飛びまして、37ページで行います。

まず、条例改正の趣旨でございますが、現在、県税の賦課徴収業務につきましては、熊本県税事務所と各地域振興局で行っているところですが、このうちの課税業務を、法令実務の専門性の確保と適正課税のための体制の充実を目的といたしまして、熊本県税事務所に一元化するものでございます。

なお、不動産取得税など、現地や各地の関係機関の調査が必要な税目につきましては、 課税件数に応じて県税事務所の出先を菊池、 八代、天草の各地域振興局税務課に併設し、 対応することとしております。また、徴収業 務については、これまでどおり、各地域振興 局税務課で行うことになります。

2の主な改正内容でございますが、提案し

ておりますこの条例によって、熊本県税条例、熊本県税災害減免条例、熊本県熊本県税 事務所設置条例、熊本県産業廃棄物税条例の それぞれの一部を改正するものでございま す。

内容をかいつまんで御説明申し上げますと、まず(1)のアでございますが、現在知事が熊本県税事務所長と各地域振興局長に委任しております県税の賦課事務を、熊本県税事務所長のみに委任する旨の規定に改めるものでございます。

同じく、ウにつきましては、事務の委任先が変更され、引き継ぎが行われるまでの間の 処分の帰属を定める条項となっております。

それから、次のエからケまでにつきまして は、申告書、申請の提出先等の変更をするも のでございます。

(2)以下、熊本県税災害減免条例以下の一部改正についても、同様に、申請先の変更等に係るものでございます。

なお、これらの変更はございますが、各地域振興局で窓口機能を確保いたしまして、納税者あるいは県民の皆様への利便性の確保については十分配慮していきたいというふうに思っているところでございます。

この改正条例につきましては、平成23年4月1日を施行期日としております。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございま す。説明資料の39ページをお願いいたしま す。

議案の第82号は、熊本県住民基本台帳法施 行条例の一部を改正する条例の制定について でございます。条例案の内容につきまして は、資料の41ページをお願いいたします。

内容欄の1の条例改正の趣旨に記載しておりますが、県が住民基本台帳ネットワークシステムで管理をしております氏名、住所、性別、生年月日の4つの本人確認情報を利用す

ることができる事務につきましては、住民基本台帳法第30条の8で、法律で定めた事務を遂行する場合、条例で定める事務を遂行する場合など、4つの類型が定められております。

今回、一部改正をしますこの条例は、これらの中で、県が条例を根拠として利用する事務を規定した条例でございまして、住民の利便性向上及び事務効率化の観点から、本人確認情報を利用する事務を新たに追加することに伴う規定整備でございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)及び(2)に記載しておりますが、知事及び知事以外の執行機関が利用する事務といたしまして、新たに6事務を追加するものでございます。

まず、(1)の知事が利用する5つの事務でございます。①は、地方税法による県税に関する犯則事件の調査に関する事務でございます。②は、熊本県税条例による県税の賦課、徴収に関する事務でございます。③は、熊本県看護師等修学資金貸与条例により貸与された修学資金の債権回収に関する事務でございます。④は、熊本県の産業廃棄物税条例による産業廃棄物税の賦課、徴収に関する事務でございます。⑤は、土地収用法第3条各号に掲げる公共事業の用に供する土地の取得に関する事務でございます。

次に、(2)につきましては、知事以外の執行機関であります収用委員会が利用する事務として、①土地収用法による収用または使用の裁決及び協議に関する事務を追加するものでございます。

いずれも、今回、条例に規定し、住基ネットを利用することで、住民や市町村に負担をかけることなく、かつ行政の効率化にもつながるもので、去る1月に条例に基づき設置されました熊本県本人確認情報保護審議会からも、事務の追加は妥当との答申を得ているところでございます。

条例の施行期日につきましては、平成23年 4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議よろしく お願いします。

○豊田人事課長 資料42ページ、第95号議案 包括外部監査契約の締結についてでございま す。43ページの概要で御説明いたします。

包括外部監査につきまして、平成23年度分の契約締結に関するものでございまして、(1)の契約内容でございますが、自治法に定められました都道府県に実施が義務づけられております包括外部監査につきまして、監査を受けるとともに、監査結果に関する報告の提出を受けることを内容とするものでございます。

2の契約期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間となっております。

契約金額につきましては、1,271万円を上限としております。

4の契約の相手方につきましては、公認会 計士の河喜多保典氏を予定しております。

河喜多氏は、資料にも記載しておりますように、平成11年度から平成21年度まで包括外部監査補助者として、また、平成22年度からは包括外部監査人として本県の監査に携わっていらっしゃる方でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○小嶋市町村総室長 説明資料の44ページを お願いいたします。

第96号議案は、公平委員会の事務の受託の 廃止についてでございます。45ページの概要 で御説明をいたします。

地方自治法の第252条の14の規定によりまして、県に公平委員会の事務を委託しております玉名市玉東町病院組合は、平成23年4月1日をもちまして、その経営形態が地方公営企業法の規定の全部が適用される企業団に移

行することに伴いまして公平委員会を設置する必要がなくなりますので、3月31日をもって、県が病院組合から受託をしております公平委員会の事務の受託を廃止するものです。

受託を廃止する場合、地方自治法の規定によりまして、県と病院組合双方の議会の議決をいただく必要がございまして、今回、議決をお願いするものでございます。

御審議よろしくお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が 終了しましたので、議案等について質疑を受 けたいと思います。

なお、議案第56号の修正案に係る歳入の部分については後ほど審議します。歳出はここで質疑を受けますので、よろしくお願いをいたします。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 まず、県の財政再建に向け た取り組みというところでちょっとお尋ねで す。

5年ぶりに基金あたりも積み増しができるようになった、そしてまた県債残高というのも通常債ベースで1兆43億円ということで、随分そういう意味では――前年度比321億円の減ということで、財政再建戦略のある程度の目標といいますか、それに向かって着々と今進められているというふうに思いますが、ある程度効果が出てきているとはいえ、現状の財政状況というのは、まだまだやっぱり予断を許さない状況になっているということなんですが、この辺の今財政再建に向けた取り組み、その全般の評価というのをどういうふうにとらえておられるのか、ここをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○小林財政課長 財政課でございます。

財政再建戦略につきましては、平成21年の 2月に策定して、21年度から23年度までの3 カ年間を集中取り組み期間として、現在取り 組んでおるところでございます。その中で、 投資的経費の抑制ですとか、県有資産の売却 など、さまざまな戦略に掲げた取り組みを、 歳入、歳出両面にわたってずっとやってきて いるところでございます。

その中で、確かに今回基金の積み増しに結果としてできた部分もございますが、まだまだ財政的には厳しい部分があるというふうに思っておりますので、引き続き戦略に掲げた取り組みというものは着実に進めていく必要があるというふうに考えております。

○大西一史委員 特にどの辺が熊本県の財政 構造改革の中でやっぱり重点を置かなきゃい けないことだというふうに認識しておられる のかですね。

○小林財政課長 財政状況といたしましては、今年度の予算でもあらわれておりますが、やはり年々少子高齢化、特に高齢化が進んでおりますので、扶助費というものが年々ふえてきております。そこの部分について、義務的な経費でございますので、それの支払いとうものがこれからもふえてまいるということになってくると思いますので、そういったものについて、しっかりとした財源を私どもとしても財政再建戦略をもとに確保するとともに、国に対しても、交付税の増ですとか、そういった形でさまざまな取り組みをしていく必要があると考えております。

○大西一史委員 とはいえ、財源不足というのはやっぱり、まあ財源自体はなかなかぎりぎりの状態で毎年予算を組んでいるような状況があるというふうに思うんですよね。中期財政見通しあたりを見ても、この先も、厳しくはなっても、改善できるという状況になかなかないという中で、この再建戦略そのものも、今の財政状況、まあ税収が若干上がって

きたというような部分というのはプラス面での効果として出るのかもしれないけれども、 財政再建戦略そのものをある意味ではどこかの時点できちんと総括をして、やっぱり見直しをしていくということが必要だということは、私も本会議の一般質問なり代表質問なりで申し上げてきたところなんですけれども、その辺のこの計画自体が、状況が変わってきたことに対する変更といいますか、改正といいますか、そういったことの検討というのはどうでしょうか。

○小林財政課長 先ほどの答弁でも申し上げたところでございますが、現在、平成21年度から23年度まで、財政再建戦略というものに集中的に取り組んでおりますので、まだ戦略が残り1年でございますので、この段階で見直すということは今の時点では考えておりません。

来年度におきましても、戦略に掲げた取り 組みを着実に進めていった上で、やはり何が しかの総括というものは必要だろうというこ とは認識をしておりますが、現在はそのよう に考えておるところでございます。

○大西一史委員 当然、あと1年間頑張って やって目標を達成するということなんでしょ うけれども、またその次の予算編成、24年以 降というのがすぐ迫ってくるわけですから、 そういったところも意識しながら財政再建に はしっかり取り組んでいただきたいというこ とをお願いしておきます。

それともう1点、これは15ページになりますが、人事課のところでちょっとお尋ねなんですけれども、退職手当が上がっていますが、これは一般質問あたりではたしか235名とかなんとかというような話だったような気がしますが、該当者がですね、退職予定者というんですか、手当で、これは大体何名分ぐらいなのかということと、それから、その退

職者のピークというのは大体あったというふうに思うんですけれども、大体いつごろがピークで、今はどういう状況なのかというのをちょっと教えていただきたいのが1つ。

それと、このページに関連してもう一つ、 ちょっとその上の方の人事管理費のところ で、公用車の任意保険加入経費というのが入 っています。これはそんなに大きい額ではな いんですけれども、公用車の、特にこの任意 保険ということに関しては、いろいろと交通 事故あたりで専決処分をやっておられたりし ていますので、事故がふえれば当然保険料の 料率が上がってくるというふうに思います。 たしか県警あたりでも、この前事故を起こし たいろいろなあれがあって、料率は多分来年 度は相当上がるような状況じゃないかなとい うふうに思って見ておったんですけれども、 この辺の料率あたりがどう変化しているのか ということと、やっぱり事故を減らすための 努力というんですか、そういったものをしっ かりやっていただきたいというふうに思いま すが、その辺についての取り組みと、その両 方をあわせてちょっと人事課長にお尋ねいた します。

○豊田人事課長 まず、退職者でございますけれども、平成22年度が、いわゆる育休代替職員等を除きまして、大体定年と勧奨等で238名ほど予定しておりまして、来年度、23年度が、定年が48名ほど減りますものですから、193名を今のところ見込んでおります。

それから、2番目のピークということでございますけれども、定年者の数でいきますと、ことしが170名程度いまして、去年、ことしあたりが一番のピーク、これはあくまでも知事部局でございますけれども、教育委員会の方は、ちょっと数年後おくれてピークに来るというふうに聞いております。来年は、先ほど言いましたように、122名ほどということで、若干少ないんですが、あと平成24年

ぐらいからはまた――平成24年が147、平成2 5年度が174ということで、若干毎年波があっ てという形であります。そういう状況にござ います。

それから、任意保険につきましては、過去の予算——私ども知事部局の方で、今年度は大体638台ほど加入をしているところでございますけれども、平成21年度の契約額は490万円、平成22年度が366万円。その前も、年によって違いますけれども、大体300万円台後半から400万円台という形でございまして、ことしは490万円ということで、若干大目には組んではおりますけれども、大体そのくらいの金額ということで推移しているところでございます。

平成15年度当初は600万円ほどしておりましたので、その後は、事故の実績とか、そういうので金額的には当初に比べると減ってはきているということで、年によって差があるというような状況でございます。

それから、事故減少についてということで ございますが、確かに公用車の、いわゆる事 故、加害、それから物損等も含めて増加傾向 にある状況にございまして、ここについて は、最終的にはやっぱり職員の意識といいま すか、安全運転の励行と。そのための研修と いうようなことで、昨年、お恥ずかしい話で すが、飲酒運転等の事件等もございまして、 8月に集中して本庁でも3回に分けて、それ から各振興局においても集中した交通安全に 対する研修会等を開いたところでございます し、それぞれ、例えば毎月の部課長会であり ますとか、あと各所属で行います課の会合等 におきましても、交通事故防止の意識を高め るための取り組みというのを、それぞれの所 属でしてもらうような形をしているところで ございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませ

んか。

○中原隆博委員 くまもとの夢づくり推進というような形で、歳出もどんどんふやしていかなければならない、その中で県の借金も減らしていかなきゃならない、言うなれば歳出歳入一体改革というそのプライマリーバランスを堅持しながらも、なおかつ雇用創出を図っていかなければならないというような状況にあるかと思うんですね。

そんな中で、景気の浮揚あるいは雇用の確保ということは、これはもう県政の重要な、大事な問題であるわけでございますけれども、おおむね来年度は約5,000人の雇用創出を見込んでおられると。

くしくも、あさってあたりは公立高校の発 表あたりがある、あるいは私立に合格してい る人もある。そんな中で、失業者というのも 非常に多いわけですね。子供さん方の合格に 合わせて、もちろんそこには合格しても入学 金とか授業料が払えなければ、泣く泣く断念 せざるを得ない。そういった意味において は、熊本時習館構想とか、そういった生活保 護世帯に対してはそれなりの手当てをしてい くということはわかるんですが、それは本当 一握りの話だと思うんですね。だから、全体 を見た場合に、この5,000人というのも、熊 本県において、非常に困っておられる方があ るから、この雇用創出も将来的に、まあ年度 で言えば5,000人でしょうけれども、これか らの見通し等とあわせて、どういう戦略を夢 として持っておられるのか、遂行していこう とされておられるのか、その辺をちょっとお 伺いしたいと思いますけれども。

- ○小早川宗弘委員長 総務部長ですかね。
- ○中原隆博委員 総括。
- ○松山総務部長 ただいまございました雇用

創出につきましては、これは今基金がございますので、そういったことを活用しながら雇用をつくっていくということでございますけれども、雇用につきましては、こういった基金で雇用をつくるということだけじゃなくて、これは商工観光労働部の方で取り組んでもらっておりますけれども、やはり地場企業の振興でありますとかあるいは企業誘致でありますとか、そういったことでパイを広げながら雇用を確保していくということも非常に重要でございまして、そういったことを総合的に取り組んでいっているというところでございます。

先ほどいろんな予算の確保のこともございましたけれども、やはり攻めのといいますか、そういった予算につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、夢づくりということで、いろんな新しい事業に取り組みながらそういった予算を確保しておりますけれども、それは既存の予算を何とか節減しながらそういった重点投資をしていくという方向でやっておりまして、その中でバランスはとっていっているというところでございます。

○中原隆博委員 各課各部署は、それぞれ自 分たちの持ち場を大事になさるということも もちろんでございますけれども、そこにやっ ぱり各課連携しながら、お互いの意思疎通を 図りながら連携を図っていかなければ、なか なかこの夢の実現に向けた戦略というのも構 想できないんじゃないかというふうにも思い ますので、その点を踏まえたこれからの推進 をよろしくお願いしておきます。

○小早川宗弘委員長 ほかに何か。

○城下広作委員 せっかくですから、景気・ 雇用対策、本当に簡単じゃないということは 私も代表質問で言いました。県単独でできる というのはなかなか難しいことなんですよ ね。だから、先ほど話があったように、企業 誘致とか、本当に他力じゃないけれども、そ んなことでやっぱりある程度力をつけていた だかないと、なかなか限られた予算でやると いうのは難しいと思います。

雇用なんていうのも、5,000人の雇用というけれども、これも限られた予算で長期にはなかなか結ばないということで、この辺も本当に有効的にしっかりと長期につながるようなやっぱり支援を、さらにちょっとすそ野を広げながらバックアップをしないと、一時的に終わるという、全体的な景気・雇用対策は、そういうふうに限られた中で知恵を使うしかないということは総論的に言えると思います。

ちょっと私は、具体的にそういう部分を踏まえながら、13ページの、新幹線開業を迎えて、今からある意味では熊本県の広報といいますか、PRをして熊本にたくさん来ていただくような魅力あるような発信をするということが、一つのまた光を差し伸べるものかなというふうに思っております。

その中で、電波媒体ですね、テレビ、ラジオとか、こういうことでばんばんばんばんばん熊本を知ってもらう、来てもらうという部分があるんですけれども、ちなみに、知事が吉本に出たときのああいう費用は幾らぐらいかかるのか、ちょっとわかれば知りたいなと。あれは幾らかかったんだろうかと、あの番組に出るという部分で。

それと、首都圏の広報業務というのがある んですけれども、具体的に首都圏を今からタ ーゲットしながら広報活動を頑張るというけ れども、具体的にどういうことを考えておら れるのかということをひとつ教えていただけ ればと思います。

それと、同じく35ページの開発促進費ということで、元年戦略ということで県内に新幹線の開業効果を波及するということを頑張るんですけれども、県内といっても、なかなか

恩恵を受けるところと受けないところとい う、結構格差があって、熊本市はぐっと最大 に効果を発揮し、新しい玉名駅も、玉名市周 辺もそうでしょう。八代も、ある意味では、 まあ既存ではありますけれども、さらにまた 今回魅力を発信しながらということもあるん でしょうけれども、それ以外の市町村が、例 えばこの12日、駅開業でいろんなイベントが あっても、ほかの市町村がそれに絡むような 部分とかなんか、いろいろと配慮なんかして きたんだろうかとか、いろいろ県全体に波及 するようなことを今まで考えてきたのか、今 後も考えてやるのか、ただ駅周辺の市町村だ けがよくなって、周りは余り――言葉では全 県下波及とか言いながら、あんまり手を打っ てないとかというのであれば、これは本当に 申しわけないなという部分があるから、その 辺の考え方をどう考えているのか。

もう1つ、34ページの部分で、4番目の土 地利用対策費という、国土利用計画法に基づ く土地取引の届け出に対する審査や地価調査 の云々とありますけれども、これはもともと 毎年やっとったのか、今回初めてなのか―― 今回じゃないですね、毎回やっているんです ね、これは。この土地利用計画法ということ で、質問に取り上げた外国人の土地取得の部 分で、現行法では国内、国外という判別がつ かないという中で調査をやるといっても、こ の調査をやる意味が、どういうことがねらい なのかということをちょっと確認させていた だきたいと思います。今の法律では国籍をと らないから、どこの人が土地をとったかなん ていうのは全然わからぬわけですから、そう いうことが含まれる意味なのか、ちょっと確 認したいと思います。

○田嶋政策審議監 まず、先ほどなんばの花 月の出演料の話がございました。それにつき まして、先ほど予算で説明いたしました政策 推進事業2,000万というのがございますけれ ども、これは知事の県政の重要課題に関する 必要な調査、調整、この経費の中で出してお ります。これだけじゃなくて、例えば、京都 での物販とか、KANSAI戦略について商 工のブランド推進課とあわせてうちの分で負 担するとか、そういうような出し方もしてい ます。

うちの分で出しているのが400万ほどですけれども、ただ、今向こうの契約ともあわせてこの場で公表していいかどうかについてはちょっと検討させていただいて、お昼から報告ということでよろしいでしょうか。

○城下広作委員 なかなか難しいですね。了 解でございます。

○山口広報課長 広報課でございます。

首都圏のPRについて、私の方から御説明 させていただきます。

首都圏につきましては、1都3県で日本人口の約3分の1、さらに、多くのメディアが東京でキー局を持っているというようなことも注目いたしまして、22年度から重点的に進めているところでございます。

具体的には、新聞、テレビ、雑誌、こういうようなものに1つの話題を幾つも取り上げる、まあクロスメディア方式というような方式をとってまいりました。また、特に東京事務所を主体といたしまして、国立博物館での細川家の至宝展とか、明治座での公演、それとか表参道というような、東京での話題になるようなものと熊本を結びつけるタイアップ的な事業を展開してまいりました。

ただ、やはり非常に情報が多い東京でございますので、来年度に向けましては、現在、そういうような手法に加えまして、いわゆるマスコミから取材されるようなPR、パブリシティーを重点的にやっていきたいということとあわせまして、知事の政治学者としてのいろんなネットワークがございますので、そ

こを活用しながら熊本を積極的にPRしてい きたいと考えております。

以上でございます。

○津森新幹線元年戦略推進室長 新幹線元年 戦略推進室でございます。

35ページについて御質問をいただきました。

新幹線元年ということで、県下全域、10個の地域振興局の地域、そして熊本のエリア11個の地域で、食と文化でおもてなしをテーマにそれぞれ取り組んでおります。その中で、特にキーワードとしましては、雄大な自然、そして歴史文化、そして豊かな食、その地元が持っているものを最大限活用するということを、持続性、発揮性を持たせるためにも、県民の皆様総参加で取り組んでおります。

その中で、当然、各地域、沿線4駅ございます。その中でも、さらに重要としておりますのが交流連携、これをいかに深めていくことが重要だと考えておりますので、例えば玉名の例でいきますと、今お結びを当日配布する予定になっております。これは、菊池川流域のそれぞれの地域を結ぶという意味で、お結びを配るということでございます。

こういうことで、それぞれの沿線だけではなくて、その周辺の地域と一体的になりながら連携していく、そして、さらに今、繰り返しになりますけれども、県民の皆様がそれぞれこの機会に地域づくりをやられるということで、これは息の長い一つの地域づくりに発展させるものにと考えております。

ということで、沿線だけではなくて、県下 全域に、まあどこまで派手さがあるかどうか というのはあるかもしれませんけれども、地 道な形でも一歩一歩地域づくりを進めている ところでございます。

○佐藤地域振興課長 土地利用対策費についての御質問だと思います。

まず1点目に、これは従来からやっている 調査かというお尋ねでございますけれども、 基本的には毎年やっている調査でございま す。ただ、1点だけ、来年度、土地基本調査 予備調査というのが国の方から言ってきてお りまして、これはどういう調査かといいます と、5年に1度、国内の法人における土地、 建物の所有状況、利用状況の実態を調査し て、土地政策に関する基礎資料を得るという 調査がございますが、その前年に全国5団体 を選んで予備調査をすると。した上で、調査 の手法ですとか調査項目、こういったことを どうやってやろうかというのが、例年と違っ たといいますか、例年に付加して行われる調 査がございます。これが1つでございます。

それから、基本的に、この土地関係事務で 4,800万ほど計上させていただいております が、一番大きいのが地価調査ということで、 何のための調査かということで御質問だと思 いますが、これは県内502地点で鑑定調査を やりまして、そこの地点の価格がどのぐらい かということを調査する調査でございます。 何のためにやるかといいますと、それが民間 の土地取引の指針あるいは公共の用地買収の 指針、これを得るための調査としてやってい るわけでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 わかりました。その土地調査の今のは価格の分だとわかったんですけれども、例えば、先ほど言った外国の方の土地の取得という形の調査というのは何もないということですか。そういう事業は一切やってないということですか。

○佐藤地域振興課長 国土利用計画法関係では、土地取引を――いろいろ地域によって面積は違いますが、一定以上の面積の取引をやった場合は届け出をやりなさいということになっております。そういったことで、調査と

いうわけではありませんが、どういう土地、 どういう利用目的で、どういう人が土地を取 得した、売買したということはわかるように なっております。

その中で、住所、氏名等も記載していただきますので、そういう意味ではわかるといえばわかるんですけれども、例えば外国資本ということになりますと、法人名であれば、それがどういった会社のどういう資本が入っているのか、そこら辺まで調査するのは非常に困難であるということで、なかなか実態はつかみがたいというのが現状でございます。

○城下広作委員 だから、それは個人名であっても、この間の質問のまたぶり返しになるけれども、外国人と特定することは無理だということは間違いないですね。それは調査をしてわかるということであって、土地が買われても、外国の人だということは断定できないというのが現在のことだということですね。確認です。

○佐藤地域振興課長 御指摘のとおりでござ いまして、そうはいいながらいろいろ、これ は国土交通省の方だけではなくて、林野庁、 そこら辺も非常に危惧をしている面がござい まして、県のベースにおきましても、そうい う土地取引を所管している我々部局と森林を 担当している部局、連携してきちんと対応し なさいというようなことはあっておりますの で、我々といたしましては、そういう届け出 が出ましたらば、県庁で言えば森林整備課で ございますけれども、直ちに情報を提供し、 森林整備課の方で、地元の森林組合あるいは 市町村と、これは外国資本ではないかあるい は外国人の方ではないかといったことを実態 的に情報を把握するというか、そういう連携 体制をとっているところでございます。

○城下広作委員 わかりました。

それと、もう一回戻ります。35ページの先ほどの新幹線の県内への波及という部分で、例えば今4つの駅のことを言われたんですけれども、例えば具体的に今度の12日、4つの駅で県下の各首長さんたちがこれに何か絡んでいろいろ事業に参加するとかと、そういうことは何かあるんですか。全く――先ほど玉名は一部そういうことを言われたけれども、そういう絡みとかなんか、イベントに出るとか、そういうようなことは具体的に何かあっているんですか。

○津森新幹線元年戦略推進室長 先ほどは玉名の例だけをお示ししましたが、当然熊本駅もそうですし、水俣、八代、それぞれの駅で開業のためのイベントを展開させていただきます。今は県北を申し上げましたが、特に県南につきましても、県内のエリアの地区の方々が集まって、それぞれの伝統芸能を御披露させていただいたりという形で連携させていただいております。

○城下広作委員 言いたいことは、とにかく やっぱり沿線沿いだけの自治体とかそういう 関係者だけが盛り上がって、それ以外の方は ちまちま各地域で一生懸命頑張っても、効果 というのがなかなか波及しにくいから、常に 色濃く連携をしながら、そして県もそういう ことを後押ししながらやらないと、全県下に 波及すると簡単に言うけれども、そんな簡単 なものじゃないんじゃないかということを懸 念するから、しっかり考えてくださいという ことをしっかり注文つけたいと思います。

以上でございます。

○濱田大造委員 ちょっと関連して、広報に ついてお聞きしたいんですが、KANSAI 戦略でずっとここ何年もやってきたと思うん ですけれども、新幹線も実際に開通すると、 その後、どういう戦略のもと広報を展開して いくのか。

あと、県の宣伝部長としてスザンヌさん、 あとアドバイザーとして小山薫堂さんとかと 県が契約していると思うんですけれども、予 算的には、ここのページのどこから出ている のかと。まあ、金額はいいです。どこの項目 で見ればいいのかと。

それとあと、契約は、今後どういう方針の もとこういうタレントを起用していくのか、 教えていただきたいんですが。

○山口広報課長 広報課でございます。

現在、商工部を中心にKANSAI戦略というようなことでやっておりまして、引き続き新幹線に向けて関西からの露出を高めてまいりたいと考えておるところでございまして、これにあわせまして、先ほど言いました首都圏の方につきましても、広く関西方面の下支え等を含めまして、全国への発信というような形で首都圏からもあわせて重点的に進めてまいりたいと考えております。

2点目のスザンヌ宣伝部長の件でございますが、引き続き次年度もお願いしたいと考えておりまして、この広報事業費の県外広報のところで予算を計上しているところでございます。

スザンヌ宣伝部長につきましては、イベント等の出演とあわせまして、いわゆる観光パンフレットとか、いろんな形で露出をお願いしております。これは、農林水産部、商工部に限らず、ポスターとかいろんなところで掲出しておるところでございますし、本人みずからもテレビ、ラジオで熊本のことをPRしてもらっておりまして、非常に貢献しているというような認識、評価をしているところでございます。

以上でございます。

○津森新幹線元年戦略推進室長 引き続きま して、小山薫堂さんについてでございます が、小山薫堂さんにつきましては、新幹線元 年事業のアドバイザーとして契約させていた だいております。

特に、小山薫堂さんをアドバイザーとして お迎えしているそもそもの理由としまして は、食と文化ということに精通されていると いうことで契約させていただいております。

次年度も、引き続きアドバイスをいただくような形で話を進めておりまして、特に元年事業という、食と文化だけではなく、例えばいろいろ小山薫堂さんの持っていらっしゃる発信力、こういったところはテレビとかラジオでもいろいろ熊本のことについて触れていただいたり、また、いろいろ斬新な発想等もちょうだいしております。こういうふうなアイデア等も生かしながら、いろんな地域づくりにも生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○濱田大造委員 小山薫堂さんの費用という のはどこの項目ですか。
- ○津森新幹線元年戦略推進室長 先ほどの35 ページの新幹線元年戦略推進室のページでございますが、ここの計画調査費の新幹線くまもと創り元年戦略推進事業の中の一部でございます。
- ○濱田大造委員 議会事務局に質問なんですが、ちょっと広報とも関連しているんですけれども、私たちの任期中に海外視察の予算が全くなくなっているんですけれども、実際に会派内でもいろんな議論がこの4年間あったんですけれども、4年前にもう凍結と。

それで、実際に、この任期中、経済常任委員会で私2年ほど前に台湾に2泊3日で行ったんですね。そうしたら、向こうの政府、行政機関からは、ぜひ議員が定期的に来てくださいと、それじゃないとどうしても民間同士

の交流では超えられない壁というのがありますと。また、熊本の経済界の方からも、議員 の同行というのを強く求める声というのがあまたあったと。

ですが、実際に、ほとんどの議員というのはそんな余裕がなくて、政務調査費だけでは、事実上、ちょっと海外まで出向く費用というのは全く捻出できないというのが現実だと思います。これだけグローバルな時代で、海外とどうしても県内経済界もさらに交流を深めなければいけない時代に、ちょっとどう考えているのか、執行部からの御意見。

○高橋議会事務局次長 47ページをちょっと ごらんいただきたいと思いますけれども、上 段の議会費の(3)で海外友好訪問経費という ことで1,300万ほど計上させていただいてお りますが、海外友好訪問等については、今、 議会の中での申し合わせによりまして、今任 期中は一応自粛をするという形になってござ います。それで、議会全体のそういうふうな 申し合わせにより自粛をされているという状 況でございます。

もう一つは、議長が特に認めた場合はこの 限りでないというような申し合わせの内容に もなってございますので、予算としては一応 確保をさせていただいております。その中 で、先ほどの申し合わせがございますので、 自粛をされているというような状況でござい ます。

来年度以降の取り扱いでございますけれど も、一応改選後どうなるかというのは、今任 期中の申し合わせでございますので、改めて そこらは議会の方で検討していただく必要が あろうかというふうに思います。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大西一史委員 市町村総室にお尋ねなんで

すけれども、住民基本台帳ネットワークシステムの推進事業が載っていますけれども、この利用者数というんですか、利用率といいますか、これはシステム自体はあっているんですけれども、なかなかその辺の利用というのが、まあ住基カードの登録も含めてなんですけれども、非常に低いというのではないかなというふうに思うんですが、その辺の現状をちょっと教えていただいて、今後どういうふうに一推進事業ということですから、これを進めて行こうと考えられているのかということです。

それと、あわせてやっぱり今政府の方でも 新たなそういう社会保障番号といいますか、 そういったものの制度検討あたりもされてい るということもありますので、その辺もにら んでどういうふうに考えておられるのかとい うのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○小嶋市町村総室長 基本的には、住民基本 台帳ネットワークシステムにつきましては、 制度導入以来、徐々にではありますけれど も、利用件数がふえてきております。

先ほど条例改正のところでも御説明申し上げましたけれども、国が一応法律の中で利用を想定しております、規定しております事務が32事務ほどあるわけですけれども、本県の場合、その中で15事務ほど実際使っておるんですが、そのあたりのところの差が――これは各県共通ですけれども、あるというのは、例えば利用件数が非常に少ないとか、あるいは導入をいたしますと、やはりそれなりのセキュリティーというものを確保しなくちゃなりませんので、そういったことあたりを考えますと、どうしても費用対効果という面から課題があるとか、そういったことで一気呵成にこれが進むというような状況にはなっておりません。

ただ、現在の段階で国の方で公表しておりますのが、21年度ベースでございますけれど

も、国の行政機関への情報提供というのが約 1億1,500万件あるということで、これはか なりの部分が年金関係だと思いますけれど も、それから地方公共団体の情報提供が約56 0万件ほどあると。本県の場合は約3万7,000 ~8,000、4万というところで動いておりま すけれども、そういう状況で、漸増傾向には なってきているのかなというふうに思ってお ります。

せっかく全国ネットで動かしておりますので、私どもの方も、できるだけ利活用に向けて、そして、そのことが住民の方の負担の軽減あるいは行政の効率化につながるならばということで、前向きに推進を図っているところでございます。

先ほどおっしゃっておられました国の方の 制度改正につきましては、まだこれは固まっ た話ではございませんので、そうした方向に つきましては一応情報収集をしている状況で ございます。

○大西一史委員 住民基本台帳ネットワーク システムに関しては、それでも何だかんだい って利用がまだまだ低いという中で1,200万 の予算を組むと。これは、負担金もあります し、全国ネットワーク的なところもあります から、仕方がない部分もあると思うんです が、やはり有効活用という面では非常にまだ 問題があるというふうに思いますので――こ れは費用対効果を言ったら、全く費用対効果 なんて出ないです。だから、それは短期的に は出るはずがないものでありますけれども、 じゃあ本当に利便性が向上するのか、あるい はそういうセキュリティー面では問題がない のか、そして行政の経費が、コストがダウン できるのかどうなのか、住民のコストもです ね、ということをもう少しやっぱりわかりや すく示していく必要があるんじゃないかなと いうふうに思いますので、この事業の推進に 当たっては、そういった点に留意をしていた だいてやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから採決に入りたいと思いますが、第59号、第66号、第70号、第76号から第82号まで、第95号及び第96号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、一括 して採決いたします。

議案第59号外11件について、原案のとおり 可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。 よって、議案第59号外11件は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

12時を回っておりますけれども、続いて修 正案の提出議案の審査に入ります。

次に、第56号議案のうち、修正案が提出された歳入の部分について審査を行います。

中原委員から、委員会条例15条の規定により提出されました修正案は、お手元に配付のとおりであります。

第56号議案の歳入に係る部分の原案と修正 案をあわせて審議いたします。

原案の説明は、冒頭の執行部説明に含まれていますので省略します。

それでは、修正案の提出者の説明を求めま す。

○中原隆博委員 それでは、議案の第56号に ついて、修正案の提案理由を申し上げたいと 思います。

子ども手当の財源修正については、過日の 代表質問、また一般質問で取り上げられて、 その方向性が明示されていると認識をいたし ております。

国は、みずからのマニフェストに違反して、地方との十分な協議も行わないまま、来 年度も、言うなればなし崩し的に地方に負担 を押しつけようとしているように感じます。

また、子ども手当のような所得制限のない 全国一律の現金給付については、国が全額を 負担すべきであると思います。

我が党におきましては、ここ2年連続いた しまして地方負担を求める国の姿勢を受け入 れることはできません。地方を軽視した国の 姿勢に、毅然として対応すべきであり、マニ フェストにおける約束どおり、子ども手当の 県負担については、全額を国庫で支出するよ うにすべきであると考えます。

そこで、平成23年度熊本県一般会計予算の 歳入について、修正を提案いたします。

修正内容は、平成23年度の子ども手当に係る県負担額のうち、国から措置される地方特例交付金の額を除いた部分の財源に国庫負担金を充て、同額の一般財源を財政調整用基金に積み立てるものであります。

具体的には、歳入予算の国庫支出金の款、 国庫負担金の項を37億5,474万9,000円増額 し、繰入金の款、基金繰入金の項を同額減額 するものでございます。

なお、このように歳入のみの修正を行うことによって、仮に子ども手当法案が国会で可決された場合でも、市町村において子ども手当を支給できない等の問題は生じないということになります。

子ども手当の地方負担は、民主党政権のマニフェスト違反であり、政策形成の過程においても、自治体の意思が全く反映されていないわけです。また、一方的に地方負担を課しており、さらに現金給付が本当に子育てのために使われたのか、判断することも困難である側面もあります。政策効果的にも極めて疑問があるところでございます。

2年連続して地方へ負担を押しつけるような地方軽視の国の姿勢を、熊本県議会として決して受け入れることはできないとのメッセージを国に明確に示すためにも、平成23年度熊本県一般会計当初予算案の修正案を提案させていただきたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で説明は終わりま したので、これより質疑を受けたいと思いま す。質疑はありませんか。

○大西一史委員 この修正案、今出されました。一般会計の予算の歳入の部分の修正ということでありまして、今の提出者の御説明によれば、当然全額国費でこれは見るべきだという主張というのは私も同感でありますし、そういうふうに思います。

やっぱり国の姿勢に対しては、何らかの対応をしなきゃいけないと思うんですが、ただ、そもそも知事は、当初の予算編成の中では、やっぱり国の全額負担というのは主張していたけれども、しかも地方負担が継続されることは非常に遺憾だけれども、やっぱり県の予算を計上しないことでいろいろ迷惑はかけられないから、当初予算案に国の原案どおり負担分を計上したということで代表質問でも答弁をされているということもあります。

そういうことを考えたときに、この我々の 議会での修正というのが、中原委員おっしゃ るように、本当に地方の負担をしないという 一つのメッセージとしてなり得るかどうかと いうところがポイントとして1つあるという ふうに思います。

それともう一つは、これでちょっと確認をしておきたいのは、これは歳出部分はいじらないということでありますので、歳入部分でもしこういう形でやるとすれば、特段――仮に最終的に国の方が国庫では見ないということになった場合、どういうことになるのかな

というふうに思うんですが、その辺はどうお 考えなんでしょうか。これは中原先生にお聞 きした方がいいのかな。

○中原隆博委員 よろしゅうございますか。 じゃあ、私から。

委員の先生方には、こういう形で修正案を 提出させていただいております。この2ペー ジを見ていただきたいと思います。

今お話がありましたように、予算の修正 案、これは歳入の部分でございますけれど も、修正金額という形でまず見ていただきた いと思います。

この中で、我が党として思いますことは、これはマニフェスト違反であるということが 第一義的なことであると、それと同時に、地 方との十分な協議が行われないまま、来年度 もなし崩し的にこういった地方に負担を押し つけると、じゃあ、地方の了解は得ているんですかということを申し上げたいわけです。 子ども手当のような、所得制限のない全国一律の現金給付については、やはりマニフェストどおり国が全額負担してもらわなければ困るという部分があるわけです。

それと同時に、一例を引けば、保険会社、 最初は子ども手当について2万6,000円とい うことで、2万6,000円の保険制度も既にで き上がっているところもあるわけですよ。だ から、将来の子供さんのためにそういった保 険制度に加入なさっている方もあるわけで す。じゃあ、国からお金が出ませんと、じゃ あどうしますか、じゃあこれは地方に回しま すよ、地方でそれぞれやってくださいといっ た場合には、保険そのものの契約は切れると いう状況も生まれるわけです。だから、そこ の点も十分やっぱり考えなければなりません し、国が見ないときということではなくて、 見てもらわなければ困ると、その認識に立つ べきであると、このように思うわけでござい ます。

しかも、2年連続ということであるなら、これから3年、4年、5年というような形になればどうなるかと。地方は、ただですら非常に逼迫した財政の中で、このやりくりに各市町村においても非常に容易ならざる状況の局面を迎えるのじゃないかと、そういう思いがあるわけです。だから、決してこの子ども手当というのは、国の全額負担をもってやってもらわなければならぬ、この思いです。

以上でございます。

○大西一史委員 今のお気持ちはよくわかったんですけれども、財政当局としては、これは確認なんですが、これは一応当然国が見てもらうというこういう修正をした場合、群馬県あたりは、当初予算の中でも37億はもう全額国費というふうにしていますけれども、仮にそういうことを議会で修正をして今回出したという場合に、財政的にどういった問題が考えられるのか、特に問題はないのか、その辺をちょっと。

○小林財政課長 財政課でございます。

繰り返しになりますが、まず本県の予算の つくり方の考え方でございます。

執行部といたしましては、政府の予算案で すとか、政府が出しました子ども手当法案に 沿って作成をしたところでございます。

仮にどういう問題が生じるかということにつきましては、現段階において、国において、きょうも新聞でつなぎ法案の話とか出ておりますが、そういった形でいまだ決着点が見えていない状況でございますので、このような段階で一概に申し上げるのはなかなか難しいかなということで考えております。

○大西一史委員 確かに、国の方で本当に政 治案件として対立が深まっていて、法案自体 の成立というのもどうなるかわからぬと、こ れは国の制度としてどう考えるかということ ですから、国会の方での議論の推移を私たちは見なきゃいけないと思うんですが、やっぱり地方としては、じゃあ起こり得ることで、当然子ども手当を待っておられる方もいらっしゃるわけですよね、県民の中には。どういう形になるかはわかりませんけれども、仮にそういう制度が、つなぎ法案が通るなりしてやるという場合には、そこではやっぱり問題が起きないようにしなきゃいけないと。その辺は、恐らく中原委員も同じ意見だろうというふうに思います。

ただ、仮に、この修正をしたということによって、本当に国は、果たしてこれを我々のメッセージとして全額国費で負担して、国費で出してほしいというメッセージとして本当に受け取るかどうかというのは、ちょっとこれだけでは、いや、あなたたちが勝手に国庫支出金でこうやって修正しただけでしょうと、国はそんなこと言っていませんよと言われてしまえば終わりになってしまうと私は思うんです。

だから、もしこの修正をされるのであれ ば、修正すると同時に、何らかの国に対して ――我々は、県議会として、地方自治法の第 99条によって意見を言うことができるとその 法的な手続を担保されていますから、この99 条に基づいて国に対してあわせて意見書を提 出するというふうな考え方で、これは全額国 に対して負担を求めるんだと、マニフェスト の当初の約束どおりにやってくださいという ような、そういった意見ですね。だから、こ ういう修正をするんですよというようなこと をやっぱりあわせて言っておかないと、ただ 単にこの修正をしただけでは、多分国の方 は、それが熊本県から出されたメッセージだ というふうには単純には受け取ってくれない と思うんですね。

だから、そういう意味で、私は、委員長に これは提案させていただきますが、そういう 何らかの、まあ文言は今から検討するとし て、意見書を国に対して提出し、その上でこの修正案を審議してやっていくと、議決をしていくということであれば、私は、この修正案ということの意味が、全額国費でやってほしいというこの県議会としての意思表示がきちっとできるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小早川宗弘委員長 わかりました。

先ほどから大西委員の方からいろいろと御意見をいただいておりますけれども、一応意見書というのは、この修正案を採択した後に、それと同時に意見書について前向きに検討したいというふうに思いますし、まずはいろいろ今後質疑をいただいて、議決後にこの意見書についてお諮りするというふうなスケジュールでよろしいでしょうか。

○大西一史委員 それは構いません。だから、修正をするのであれば、そういう意見書をつけて修正した方がいいというふうに私は思います。それであれば、私は、この修正案には賛成しても構わないと思います。

それはなぜかというと、歳出に影響を、そういう意味では支給になったとしても影響は与えないということですね。県民に混乱を与えないということですね。それと、あとは、恐らくこれは国費で仮に見なかった場合にしても、財源更正という形でどこかの時点で修正をすれば済む話だろうというふうに思いますので、ただ、この修正だけじゃなくて、その意見をきちっと国に申し述べるということが必要かというふうに思いますので、そういう意見を申し上げておきます。

○小早川宗弘委員長 わかりました。そうい う方向で審議を進めたいと思います。

引き続き、この修正案及び原案の質疑を進 めたいと思います。どなたかいらっしゃいま せんか。

○濱田大造委員 民主・県民クラブ、あと民主党県連としては、この修正案は応じられない、明確に反対と。全額国庫負担は、もちろんこれからも目指していくんですが、現状ではそれができてないと、それはもう本当に熊本県を初めとして45の市町村の関係の方には御理解していただくしかないということです。ですが、全額国庫負担は、別途民主党としても国には求めていくと。

今現状では、もちろん子ども手当、ぜひ続けてほしいという県民からの声は多く届いています。ですから、いろいろ制度的にまずいところがもちろんあるマニフェスト、公約なんですけれども、これからも実現のために、問題点を解決していくために努力していくと。ですが、今回の修正案は認められないということで、それは伝えておきます。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑は。

○大西一史委員 今の濱田委員のお話であれ ば、全額国庫についてはまた別途党の方で要 望していくということなんでしょうけれど も、それで反対というのが意味としてどうな のかなというのは、私もちょっと今――濱田 委員も、恐らく今の話ですと、それは極力全 額国庫で見るべきだというようなお考えなの かなというふうに思うんですが、そういう受 けとめでいいんですかね。この修正には賛成 はできないけれども、基本的には国の費用で 見るというような感じで。これは濱田委員に 聞いていいのかどうかよくわかりませんが、 まあ党を代表してというふうに言えるかどう かわからないけれども、どうなんでしょう。 反対をされるのであれば――今ちょっとそう いうことをお触れになったものですから。

○濱田大造委員 国として、政府としても、

財源がないというのが、今の段階では政府も 認めているわけですね。ですから、地方に負 担をお願いせざるを得ないと、あと事業主に ですね。そういう現実があるわけですから、 地方の一議会で修正案、これは私たちから見 れば、正直、政党間のパフォーマンス的な要 素がかなり強いんじゃないかなと、そういう ふうに考えています。

○城下広作委員 そんなことはなくて、要は、約束で国庫負担でやるということがもともと発祥だから、それがなされてないからちょっとそれは厳しいよということを言うとるわけだから、パフォーマンスとかそういうことじゃなくて……。

○中原隆博委員 パフォーマンスじゃない。

○城下広作委員 そんなことじゃないと思います、それは。もともとが全額国庫負担だということだから、私たちはそのことを期待しているということでございますので、それになってないから問題だということを言っているわけですから。

○大西一史委員 まあ、いろいろ御意見はあろうかと思いますが、私も、やっぱり知事の方の認識としても、地方6団体としても、これは国による全額国庫負担ということはずっと明確に言ってきたわけで、それに関して一一私は無所属という立場ですから、党がどうとかということじゃないと思いますが、ただ、これは熊本県議会の中においては、恐らく政党間の云々ということよりも、現実的には、その歳出の部分で見直さないということ、影響は与えないということを考えれば、そこに対しては問題はないと、支給の部分に関してはですね。問題ないというふうに関います。

ただ、その財源のあり方、要は国の負担の

あり方というところで、私は、この問題に対 しては、きちんと明確にそれは問題がある と、国がやはり制度としてつくった以上は国 が責任を持つべきだと、この財源に対しても ですね。ということは、それは捻出をしてで もやるんだというふうにずっとおっしゃって いたわけですね、政府の方も。だから、やっ ぱりそこは明確に――国政の混乱に我々地方 議会が巻き込まれるということじゃなくて、 冷静に考えてみれば、国と地方の関係という その財源のあり方、さっきも県の財政再建戦 略について私お尋ねしましたけれども、そう いう厳しい財政状況の中で、これはなかなか 国費でやっていただかなければ困るという意 思表示ということで、私は、修正されるとい うことであれば、この修正案と同時に、先ほ ども申し上げたように、意見書を出されるべ きだろうというふうに思いますので、まあそ ういうことであります。

○小早川宗弘委員長 それでは、これで質疑 を終了いたします。

ただいまから、修正案が提出された第56号 議案について採決したいと思います。

まず、修正案について、挙手により採決い たします。

本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○小早川宗弘委員長 挙手多数と認め、修正 案は可決することに決定しました。

次に、修正部分を除いた第56号議案について採決したいと思います。

修正部分を除いた第56号議案について、原 案のとおり可決することに御異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、修正部分を除いた第56号議案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、本会議で第56号議案については 一部修正の上可決されたと委員長報告を行い ます。

それでは、もうお昼を過ぎておりますので、昼食の時間をとりたいというふうに思います。お疲れさまでございました。

○中原隆博委員 ちょっとよろしゅうございますか。

先ほど大西委員からありましたように、そ の意見は午後に……。

- ○大西一史委員 意見書は午後やるということでいいですね。
- 〇小早川宗弘委員長 意見書は、午後の時間 を使って、私が修正案を……。
- ○大西一史委員 修正案というか、意見書 (案)でしょう。
- ○小早川宗弘委員長 意見書(案)をつくりますので……。
- ○大西一史委員 じゃあ、それでお願いします。
- 〇小早川宗弘委員長 午後から意見書の審議 を進めたいと思います。午前中はこれで終わ ります。午後は1時半に再開します。

午後0時21分休憩

午後1時29分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、時間となりましたので、休憩前に引き続き委員会を開きます。

先ほど第56号の修正に関して意見書を検討 するということでしたので、ここで審議した いと思います。

意見書(案)について、事務局から配付させ

ます。

(事務局意見書(案)配付)

○小早川宗弘委員長 それでは、意見書(案) を事務局から読み上げてください。

○徳永議事課課長補佐

読み上げます。

子ども手当の全額国庫負担を求める意 見書(案)

平成22年度予算に盛り込まれた子ども手当の財源について、国は、当初「全額国庫負担で行い、地方には迷惑をかけない。」としてきた。それにもかかわらず、国は、平成21年12月下旬に、みずからの財源不足を理由として、地方との協議もなしに、一方的かつ突然に地方負担の導入を決定した。

また、国は、平成23年度における子ども 手当の支給についても、「平成23年度予算 編成過程において改めて検討する。」こと としたが、子ども手当が自治体に大きな影 響を及ぼすものであるにもかかわらず、自 治体等が、その制度の見直しについて検討 する場へ実質的に参加する機会を得られな かった。

そもそも、子ども手当の地方負担は、民 主党政権のマニフェストに違反している。 また、国と地方との間で十分な議論が尽く されないまま導入された地方負担の継続 は、国から一方的に押しつけられたもので あり、極めて遺憾と言わざるを得ない。

本県議会としては、2年連続して地方負担を求める国の姿勢を受け入れることは、容認できず、マニフェストにおける約束どおり、全額を国が負担すべきである。

このようなことから、熊本県では、やむを得ず、平成23年度の子ども手当に係る県負担額のうち、国から措置される地方特例交付金の額を除いた部分の財源に、「国庫負担金」を充てることとしたところであ

る。

よって、国におかれては、2年連続して 地方へ負担を押しつけるような姿勢を改 め、子ども手当の支給に要する費用全額を 国庫で負担されるよう強く要望する。

以上地方自治法第99条の規定により意見 書を提出する。

平成 年 月 日

熊本県議会議長 小 杉 直 衆議院議長 横 路 孝 弘 様 以下省略します。

○小早川宗弘委員長 以下のような意見書でありますけれども、これで委員会から議長に意見書(案)を提出したいと思いますけれども、御異議はございませんか。

○大西一史委員 異議はないんですけれど も、ちょっと1つだけ。

ちょっと文言をもしよければ入れていただ きたいと思うんですが、「本県議会として は、2年連続して地方負担を求める国の姿勢 を受け入れることは、到底できない。」とい うところの前に、厳しい県財政の状況を考慮 するとという、やっぱり県財政が非常に厳し いという状況であるということを、何らかの 形で文言を入れていただきたいと思うんです よね。その上でであれば、これで――文言を どういう形で入れるかというのはまたあれで すけれども、例えば「そもそも、子ども手当 の地方負担は、民主党政権のマニフェストに 違反している。また、国と地方との間で十分 な議論が尽くされないまま導入された地方負 担の継続は、国から一方的に押しつけられた ものであり、極めて遺憾と言わざるを得な い。」さらに、厳しい本県財政の状況を考慮 すると、本県議会としては、2年連続して地 方負担を求める国の姿勢を受け入れることは 到底できないというふうに入れれば、ただ単 に国から金をよこせと言っているんじゃなく

て、県財政が非常に厳しいということを踏ま えて、国に対してその辺も考慮してほしいと いうことにつながるんじゃないかなと思うの で、そこは入れていただけたらありがたいな と思うんですけれども。

○城下広作委員 その県財政が厳しいという ことも当然あるんですけれども、やっぱりも ともとの発想は、国が全額負担ということが あったからということを強調するというか、 そっちの方が大事じゃないかなと思います ね。財政が厳しくても厳しくなくても、これ は別の問題だと。国がもともとやるんだと言 ったことを、やっぱりしっかり言うことが大 事じゃないかなと思いますね。仮に財政がよ くても、これは約束したからやるんだという ようなメッセージの方が、あえて出すならそ っちの方が強くはないかなと思いますね。

○小早川宗弘委員長 案文の御意見について は、私に一任というふうなことでよろしいで しょうか。そのような意見を踏まえて……

○大西一史委員 そういったのも考慮して、 私も、今城下先生の御意見を聞いて、確かに それはそういう面もあるなと。ただ、現段階 で負担が全くできないということに関して、 財政状況も当然考慮してという判断はあると いうことは踏まえた上で意見書を提出すると いうことであれば問題ないというふうに思い ますので。

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまの 意見を踏まえて、案文については私に一任と いうふうな形でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小早川宗弘委員長 それでは、この意見書 (案)で議長に提出をしたいと思いますが、御 異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇小早川宗弘委員長 異議なしと認め、この 意見書(案)により議長あてに――濱田委員は 異議ありませんか。(「異議なしと言うたか ら」と呼ぶ者あり) 御異議なしと認め、こ の意見書(案)により議長あてに提出すること に決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮 りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小早川宗弘委員長 それでは、そのように 取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が6件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた 後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いします。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございま す。

今議会に上程しております熊本県就学前教 育振興「肥後っ子かがやきプラン」の改定版 の策定について御報告いたします。

本計画は、教育庁義務教育課の方の所管で ございまして、文教治安常任委員会での付託 審議となっておりますが、本委員会に関連す る政策も含んでおりますので、計画の概要に ついて御報告させていただきます。

お手元に熊本県就学前教育振興「肥後っ子 かがやきプラン(改定)版」の策定についてと いうA3判2枚組みの資料がございますが、 1ページの左側の方をごらんください。

改定の趣旨、位置づけ、策定の流れ等について記載しております。

本計画は、平成15年3月に策定され、今年 度が最終年度に当たることから改定するもの でございます。

中段の改定版プランの性格及び位置づけ等をごらんください。

子供がたくましく心豊かに育つことを目的に、家庭、幼稚園、保育所などが連携し、就学前教育を一体的、総合的に推進していくための計画でございます。

下段の改定版策定までの流れのところでございますけれども、昨年度から改定作業を開始しまして、学識経験者、各機関の代表等の委員で構成いたします改定委員会、それと審議会からの意見聴取、その後パブリックコメントなどを行いまして、県民の声を広く伺いながら計画策定に取り組んできたところでございます。

2枚目のページをごらんいただきたいと思います。

改定版の概要をまとめております。

内容構成は3章立てで、第1章には改定の背景、第2章にはプランの基本方針を示しておりまして、左下の枠組みで記載しておりますように、子供が生きる力の基礎を身につけ、たくましく心豊かに育つための環境づくりを基本目標に取り組みを進めることとしております。

ページの右側をごらんください。

第3章では、基本方針に基づく具体的施策 につきまして、家庭や幼稚園、保育所、それ から地域社会といった、子供の生活ステージ ごとに掲げた基本方向別に示しております。

以上、大まかな概要について御報告いたしましたが、この計画に基づきまして関係各課で連携を図りながら、就学前教育のさらなる振興、充実を図っていきたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございま す。

報告事項の2、政令指定都市実現に向けた

動きについてでございます。

前回の報告後、詳しくしております部分を 中心に、簡潔に御説明させていただきたいと 思います。

それでは、表紙をあけていただきまして、 1ページから6ページにつきましては、制度 の概要でございますとか、これまでの取り組 みの経緯でございますので、そのあたりは変 更しておりませんので、7ページをお願いい たしたいと思います。

7ページ、(3)でございます。円滑な事務 権限移譲の推進につきましては、①事務権限 移譲に係る事務引き継ぎ。県から市へ移譲す る事務につきましては、移譲に伴い事務処理 の停滞や住民サービスに影響が生じることの ないよう、個別事務に関しまして、県が持っ ております事務処理のノウハウ等につきまし て、人事交流や研修等を通じて十分な引き継 ぎをやってまいりたいというふうに思ってお ります。

特に、許認可等の事務に係る懸案事項につきましては、事案ごとに担当部局間で十分な情報提供を行うこととしております。

また、窓口が県から熊本市の担当部局に変 更されますことから、来年4月までの間に、 日常的な周知啓発を努めますとともに、政令 市移行が確定次第、広報誌等によりまして周 知徹底をさらに図ってまいりたいと考えてお るところでございます。

さらに、許認可等に関して、県と熊本市で協力をいたしまして、関係事業者等に対する事前説明会、研修会の開催等につきましても検討しているところでございます。具体的には、24年の4月の政令市移行時までに、以下の事務引き継ぎに取り組むこととしております。3つに分けております。

(イ)は、22年度中の取り組みでございます。県、市の担当部局間で303の移譲項目ごとに事務引き継ぎスケジュールを再確認いたしまして、事務処理マニュアルの作成の要否

の確認、県市間の人事交流など、技術的支援 の方法等について詰めの協議を行っていると ころでございます。

また、熊本市におきましては、新たに整備 することとなります東及び西の区役所の整備 などにも着手しているところでございます。

(ロ)は、平成23年度上半期でございます。 事務処理マニュアルの作成や個別事案ごとの 処理状況や処理方針についての熊本市への説 明など、円滑な事務引き継ぎに向けて、遺漏 のないような準備を年度前半に進めてまいり ます。

熊本市におきましては、引き続き事務権限 移譲を踏まえました区役所、土木センター、 仮称でございますが、こどもセンターなどの 施設整備、各種情報システムの整備等が本格 化すると考えております。

(ハ)は、23年度下半期になります。県市間で連携しまして、広報誌等によります住民への周知、関係事業者等に対する説明会、研修会の開催、諸様式の印刷、窓口サインの準備、受け付けや事務処理のシミュレーションなど、4月以降、熊本市における事務処理を念頭に置いた直前の準備が進むこととなります。

特に、熊本市におきましては、区役所等の整備が完了し、引っ越し作業、窓口となる職員への研修強化、新たな組織体制整備、人事異動等、全庁的な最後の準備が山場を迎えると想定しているところでございます。

次に、8ページの3をごらんいただきたい と思います。

8ページの大きな3は、政令市移行に向けた熊本市における取り組みにつきまして、主なものを掲載しております。

(1)は、熊本市の政令指定都市ビジョンの 策定ということでございまして、経緯につき ましては、下段の方の表の中にそれぞれ書い ているところでございます。(1)の真ん中ほ どをごらんいただきますと、政令市移行後の 目指すべき都市像やまちづくりの方向性を示したこの将来ビジョンの中で、熊本市といたしまして、政令指定都市移行や九州新幹線鹿児島ルートの全線開業によって、熊本都市圏や熊本県を牽引する役割を担う、熊本県域を牽引する熊本都市圏のさらなる発展を目指して、熊本都市圏を構成する市町村などとの連携を強化するなど、熊本市が政令市となって、熊本県全体の牽引役として、市域を超えた広域連携強化を図っていくことなどを基本理念に掲げられておりまして、今後、このビジョンに沿った施策展開が期待されているところでございます。

9ページをお願いいたします。

9ページの(2)は、行政区画の編成等でご ざいます。

行政区画の編成と区役所の位置につきましては、昨年の5月に、市としての最終方針が 決定されているところでございます。

また、区名につきましても、本年1月の審議会におきまして、市民に対して実施した区名意向調査、2回ほど行われましたが、その意見などを踏まえた意見集約が行われまして、2月4日に正式決定がなされているところでございます。5区の名称は、北区、東区、中央区、南区、西区となってございます。

これらにつきましては、参考資料の方に添付しておりますので、また後ほどごらんいただきたいと思います。

(3)は、区役所等の整備、各種情報システムの整備でございます。

区役所等の整備につきましては、遅くとも 平成24年1月ごろまでの完成を目途に整備が 進んでいるところでございます。

また、保健福祉情報ネットワークなど、住 民サービス提供に必要な各種情報システムに つきましても、24年4月の供用開始に向けま して、既に整備が着手されてございます。

このあたりの詳細につきましても、参考資

料の方に添付しているところでございます。

(4)は、給与等国家公務員に準拠しない公務員制度の見直しでございますが、多年の課題でございましたが、独自給料表、初任給基準など、国家公務員と異なる給与制度等につきましても、23年4月に独自給料表の是正などの見直しを実施することとされたところでございます。

(5)は、熊本市からの政令指定都市の実現に関する意見書の提出でございますが、昨年11月末、熊本市の方から意見書等の提出が知事並びに県議会議長になされているところでございます。これは熊本市の方の進みぐあいというところでございます。

10ページをお願いいたします。

それでは、大きな3、今後の取り組み予定 でございますが、先行事例を参考にして想定 されております主なスケジュールを記載して いるところでございます。

まず、一番上のところでございますが、23 年3月と書いておりますが、今県議会におき ます県から国への熊本市の政令市の指定に関 する意見書の審議と書いてございますが、に つきましては、昨日の特別委員会におきまし て、県から国への意見書を提出すべく、本会 議にお諮りしていただく運びとなっていると ころでございます。

その後、熊本市の政令市移行に伴う調書を 総務省に提出というのがその次に書いてござ いますが、これにつきましては(1)に詳しく 書いております。

政令市実現に向けましては、国に対して、 県並びに熊本市から、その要件を満たしてい るということについて説明を行うということ で、昨年4月以降、月1~2回のペースで行 ってまいりました。

これまでの説明の中で、政令市となる必要性、合併の経緯、既存の政令市との比較、財政収支の見込み、権限移譲の概要、区制施行に向けた準備状況などの説明を行ってまいり

まして、2月までの説明の中で一通り説明が終了してございます。現在、総務省から、24年4月の政令市移行を目指すのであれば、3月末までに、これまで説明してきた内容を移行調書という形で整理をして提出するよう熊本市に求められているところでございまして、現在県、市で連携しまして取りまとめを行っているところでございます。

この関連説明項目等につきましては、参考 資料に添付しておりますので、後ほどごらん いただきたいと思います。

次に、(2)でございますが、県並びに熊本市による総務省への要望活動につきましては、先ほども御説明いたしましたが、一番下の方に2行書いてございますが、昨年の11月に、熊本市の方からは、それぞれ意見書の提出が県の方になされてございます。

恐れ入りますが、11ページをお願いいたします。

したがいまして、先行事例を踏まえますと、県及び熊本市が目標としてございます24年4月の政令市実現のためには、今県議会の中で意見書の議決、23年度早々にも県市連携しての国に対する要望活動が必要となっているところでございます。

(3)は、総務省並びに法令所管省庁におきます本格検討でございますが、政令市制度を所管する総務省内で開催されます説明会の開催、これは自治3局で構成されておりますが、こういった中で、政令市移行に伴って県から市へ移譲されることになる事務権限を所管する関係省庁に対して、さらに総務省の方から、その会議を受けまして、関連する法令改正に向けた協議などがなされまして、国において熊本市の政令市移行に向けた本格的な検討が進められていくこととなります。

(4)は、県並びに熊本市による政令改正要望でございます。熊本市の政令市移行に関する国における検討が最終段階に入った段階ということで、非常にわかりにくい表現をして

おりますが、おおむね政令市移行の閣議決定が目標としております期限の6カ月前、つまりは本県の場合にはことしの10月ごろに想定されますので、その一月、二月前ということになりますと、8月ごろということになるわけでございますが、それが一応国における検討の最終段階ということになりますが、その段階に至って、改めて県並びに熊本市が一体となって、国に対して、今回は政令改正に向けた直接的な要望活動を行うこととしております。それを踏まえまして、国では、閣議決定に向けた調整が行われるという形になってまいります。

(5)は、政令市移行の閣議決定、政令公布 でございますが、熊本市を政令市とする政令 公布がなされました後、熊本市におきまして は、直後の議会におきまして、行政区画設置 条例など、おおむね24本程度の条例、県にお きましても、知事の権限に属する事務処理特 例条例など、おおむね11本程度の関係条例等 についての改正が必要となってまいります。

政令市指定の時期につきましては、ちょっと重なりますが、移行を目指しております目標時期のおおむね6カ月前ということで、今年の10月ごろを目途としているところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。

傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する 基準につきまして御説明申し上げたいと思い ます。

お手元に、報告資料といたしまして、傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準の概要と基準そのものをお配りしておりますけれども、A3判の概要の方で御説明をさせていただきます。

まず、1の策定の趣旨でございますが、平成18年から平成20年にかけまして、奈良県及

び東京都におきまして、妊婦の救急搬送が、 手術中等の理由によりまして、多くの病院で 受け入れを断られました。ようやく受け入れ が決まったものの、妊婦が死亡したり、死産 した事案が発生いたしましたが、このように 受け入れ医療機関が速やかに決定しない事案 が全国で発生いたしまして、社会問題化をい たしたところでございます。

このような状況を受けまして、平成21年5月に改正消防法が公布をされまして、受け入れ医療機関の選定困難事案が発生しないようにするとともに、傷病者に応じました適切な搬送、それから受け入れ体制を構築するとされたところでございます。

次に、2の本県の救急搬送の現状並びに本 県の実施基準策定の考え方でございますが、 本県におきましては、重症事案のうち、受け 入れにつきましての病院等への照会回数が4 回以上の割合、これは全搬送件数の0.4%で ございまして、全国平均の3.2%に比べて低 くなっております。また、現場滞在時間につ きましても、30分以上の割合は0.8%でござ いまして、全国平均の4.3%に比べて低い状 況にございます。

このように、本県の救急搬送は、おおむね 円滑に実施されていると考えられますので、 現状の体制を基本といたしまして、実施基準 を策定いたしたところでございます。

次に、3の本県の取り組みの経過でございますが、昨年5月から、熊本県メディカルコントロール協議会に策定部会を設置いたしまして検討を行いました。12月に実施基準がまとまったところでございまして、来る4月1日から実動に移ることといたしておるところでございます。

なお、この実施基準につきましては、平成 23年度以降につきましても、疾患の追加等も 含めまして見直しを行ってまいりたいと考え ております。

次に、下の枠の4の本県の実施基準の内容

でございますが、7つの基準を定めております。(1)の分類基準につきましては、緊急性の高い疾患等から選定をいたしまして、1番の脳卒中、2番の急性冠症候群、3番の小児、4番の周産期、5番の精神疾患、この5つを分類させていただいております。

(2)の医療機関リストにつきましては、消防機関ごとの医療機関リストとして整理しておりまして、また、診療時間外の対応につきましても、できる限り記載をいたしたところでございます。

リストに掲載いたしました医療機関数は、 そこに書いてありますように、脳疾患の149 医療機関を初めといたしまして、紙上に記載 をしている数でございます。

(3)の観察基準につきましては、5つの疾 患ごとに救急隊が傷病者を観察する基準を細 かに設けまして、病院の選定が円滑にいくよ うに定めたところでございます。

そのほか、右の枠内にありますように、(4)の選定基準、(5)の伝達基準、(6)の受け入れ医療機関確保基準、(7)のその他の基準も定めたところでございますけれども、説明は省かせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・ 協働推進課でございます。

第3次熊本県男女共同参画計画案について 御報告させていただきます。お手元のA4と A3の資料をごらんください。

現在の男女共同参画計画は、平成13年度に 策定しました計画を平成18年3月に改定した ものでございますが、今年3月末をもって終 了いたします。そこで、本日御報告します第 3次計画は、10年間の取り組みの成果や課 題、社会経済情勢の変化を踏まえるととも に、国の第3次男女共同参画基本計画を勘案 し、男女共同参画社会の実現に向けて、さら なる施策を推進していくために策定するもの でございます。

この計画は、男女共同参画社会基本法第14 条及び県の男女共同参画推進条例第15条に基づいた、県における男女共同参画社会の形成 に関する施策についての5年間の基本計画で ございます。

計画の体系につきましては、別紙のA3の 資料のとおりでございます。

次に、計画の主な変更点、ポイントでございますが、できるだけわかりやすい計画体系とするとともに、重点目標の中に、新たに仕事と生活の調和が図れる環境づくりを追加して、男性、女性がともに健康を維持し、仕事や家庭生活等において多様な生き方を選択、実現できるよう、取り組みを進めることといたしております。

また、施策の基本方向に、男性、子供にとっての男女共同参画の推進、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備等を新たに追加しております。

さらに、30項目の成果目標と26項目の参考 指標を設定し、特に成果目標につきまして は、第3次計画を実効性のあるアクションプ ランとするため、重点目標ごとに設定し、進 捗管理を行うことといたしております。

なお、計画の策定に当たりましては、県内の有識者で構成する男女共同参画審議会や庁内の会議で協議を行い、また、県民の意見を聴取するためにパブリックコメントを実施するなど、幅広く検討を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○田中川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム 総合対策課でございます。お手元の五木村の 振興についてという資料をごらんください。

まず、五木村の今後の生活再建を協議する 場について御報告いたします。

前回、第4回の協議する場以降、村内各地

での意見の聞き取りにおいて、村民から出された振興策あるいは要望等について、国と県の間で現在協議、検討を進めているところでございます。

次に、(2)の補償法案について主な経緯を 御説明します。

平成21年9月に前原元国土交通大臣が現地 視察を行った際に、補償法案を平成22年度通 常国会に提出する旨発言されましたが、その 後、ここに記載してございます経緯を経まし て、いまだ法案は国会に提出されておりませ か。

このような状況を打開するためには、政治 決断が不可欠と考えておりまして、今後、県 としては、村の生活再建に県も責任を持って 取り組む覚悟があるという姿勢を強く示しな がら、国と県の共同で生活再建事業の推進が 可能となるよう国に求めてまいります。

補償法による村の生活再建は望まれるところですが、法的措置を待たずとも、予算措置により対応できることもあると考えられますので、そうしたことも視野に入れながら、五木の再建が一日も早く実現できるように取り組んでまいります。

次に、(3)ふるさと五木村づくり計画の平成23年度実施計画(案)について概要を御説明します。

ふるさと五木村づくり計画については、平成21年9月の策定以来、五木村振興基金を活用し、村と一体になって推進をしております。一例を申し上げますと、観光バスツアーの商品化の促進等により、平成22年の観光入り込み客数が、平成19年、これは7万6,000人でございましたが、その約倍となる15万人を超える見込みとなる予想でございます。これに伴いまして、おもてなしや特産品開発における村民の方々の主体的な取り組みも生まれつつあります。

23年度は、こうした流れを一層加速して、 産業振興を含めた雇用創出あるいは定住促進 といった成果につなげていく1年にしたいと 考えております。

平成23年度実施計画の総事業費は約10億円、うち五木村振興基金の活用額は約1億8,000万円を予定しております。

主な取り組みといたしましては、最後に書いてございますが、村の振興における一番の課題であります雇用の場の確保に向けた対策として、雇用維持、新規雇用に取り組む事業者及び起業等を行う村民への助成、村産品の特産品の販路開拓の強化、企業誘致に向けた活動の展開などを推進するとともに、定住促進という、ここに向けた村外者への土地や建物のあっせんとかあるいは五木・五家荘地域との一体的な観光振興に資する国道445号の清水トンネルの着工とか、そういったことに取り組む予定でございます。

なお、23年度実施計画は3月中には策定する予定でございます。

以上、御報告申し上げます。

○田上会計課長 会計課でございます。

物品調達等に関する不適正な経理再発防止 策の検証についての御報告をいたします。お 手元の資料をお願いいたします。

再発防止策の検証につきましては、経緯にありますように、さきの本県におきます物品調達に関する不適正経理の事案を受けまして、知事が、平成21年2月議会において、3年後に外部の目を入れてしっかり検証する旨を表明されたところでございます。知事が表明された3年後が平成23年度に当たりますので、来年度に検証を行うことになるわけでございます。

検証の概要でございますが、目的は、平成 21年3月に策定し、これまで全庁挙げて取り 組んでおります再発防止策の取り組みについ て検証し、その成果と課題を明らかにするこ とにございます。

検証の進め方につきましては、前回の自主

調査のときと同じように、民間の有識者で構成します――仮称ですが、検証委員会を設置しまして、検証の企画、調査、評価といったすべてのプロセスに外部の目を入れて検証を行いますとともに、情報公開を行うことを想定しております。検証は、知事部局、教育委員会、警察本部等の任命権者ごとに行いたいと考えております。

次に、大まかな今後のスケジュールでございますが、4月に検証委員会を設置しまして、委員会で検証内容、手法等の審議を経て、これを受け、検証作業を開始いたします。

5月から所属等における検証作業を実施 し、9月ごろに任命権者ごとに調査結果を取 りまとめ、10月以降に検証委員会で調査結果 を評価してもらいまして、報告書の策定を考 えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で報告が終了しま したので、質疑を受けたいと思います。質疑 はありませんか。

○大西一史委員 市町村総室にお尋ねをいた します。

政令指定都市実現に向けた動きということで御報告をそれぞれいただきまして、いよいよ国に対しての意見書も県議会として15日に可決をして出すということで、新たなステージに行くということですが、基本協定もここに写しがありますけれども、実際に平成24年の4月から政令指定都市への移行ということになった場合の事務的な引き継ぎ、やっぱりここを非常にスムーズにしていただかないといけないと。

基本協定書なりなんなり、いろいろ細かく 書く、あるいは当然これは事務引継書の締結 というのが24年3月に締結されるということ になると思いますので、この間にいろいろな 手続がやられると思うんですけれども、た だ、やはり合併をした後での政令市への移行 ということで、普通の政令市の移行よりも、 移行スケジュールとして、例えばさきの例で 言えば、岡山県あたりと比べると、岡山市が 政令市に移行するというときのスケジュール よりも短いスケジュールで移行作業をしなけ ればならないということで、非常にその辺の 事務的な手続あるいは権限の移譲あたりも、 本当にスムーズにいくのかというところがや っぱり心配されるところなんですね。

それで、例えば法令必須、事務数ベースで いけば122項目ぐらいありますけれども、こ ういったものも、例えば24年の3月末までは 県ですよと、しかし、法令上、24年の4月1 日からは熊本市にすべて権限が移りますとい うことになります。そうなったときに、当然 権限は市に移るんですけれども、やはりその 移行期間といいましょうか、引き継ぎ期間の 中で、多少県が市をフォローしていくような 体制をとらなきゃならないんじゃないかなと いうふうに思うんですね。なかなか事務的な 引き継ぎも、きちっとすべてそれは期間内に できるにこしたことはないんですけれども、 その辺がやっぱりどうしてもフォローが要る んじゃないかなというふうに思いますが、そ の辺についてはどういうふうにお考えでしょ うか。

○小嶋市町村総室長 ただいま大西委員から 御指摘があった点につきましては、私もそれ は一番大事なところだろうと思います。それ で、きょう御報告を申し上げました資料の中 で、かなり引き継ぎの部分につきましても詳 細に記載しておりますのはそういう趣旨でご ざいます。

基本的に、政令市制度は、権限移譲が中核 の部分になっております。それで、住民に身 近な事務サービス等を政令市が引き受けてや

っていくと、その引き受けてやっていくに足 る行財政体制というものも持っていると、こ れが前提になった制度でございますので、熊 本市におきましても、その体制を整えたと、 これでもって政令市に向けての動きを今やら れていると、そういうことになるわけですけ れども、実際問題は、今委員がおっしゃられ ましたように、今まで県がやっていたサービ スというものが市に移るということにもなる わけでございますので、できるだけ丁寧にそ ういう事務引き継ぎの作業をやっていこうと いうことで、これまで、事務権限移譲の基本 協定を去年の10月に結びましたけれども、本 当に熊本市に移ってやれるかどうかというと ころも含めて、今まで第1段では検討をやっ てきたと、いよいよ熊本市が引き受けてやっ ていくということに昨年の10月に大体固まり ましたので、そこから準備が始まっていると いうことで、そうした検討をやっているとこ ろでございます。

それで、先ほど申し上げましたような形で、ひとつ事務引き継ぎのステージを3つぐらいに分けてきちっとやっていこうと、そして、難しいやつは1件ごとにどういう処理方針でやっていくかあたりのところまで一緒にきちんとやっていきましょうということで考えております。

ただ、この中に、24年の4月以降をちょっと書いておりませんでしたので、じゃあ24年の4月以降はもう一切というような話になるのかということではないと思います。

それで、これは協定書の中にも書き込んでおりますが、きょうお示ししております説明資料の――ちょっとそれは触れませんでしたが、8ページの一番上でございますが、②のところにも書いておりますけれども、やはり政令市移行後も事務権限移譲に関する円滑な処理が確保されるように、そういう連絡調整の場も設けて、その辺のところまできちんとフォローアップはしていこうと、そんなふう

に考えているところでございます。

○大西一史委員 そういう県市間の連絡調整 会議等々、これはきちっと設置をされてその 辺はやられるというようなお考えであります ので、その辺は安心しましたけれども、例え ば、熊本市に移行する権限の中でも、特に土 木部関係の事務あるいは権限というのは非常 に大きい。そして、市民、県民にとっても非 常に身近なものが多いですね、道路であると か河川であるとか。そういう管理の面とかも 含めてなんですけれども、それが完全に移る というときに、やっぱりしっかりしたフォロ ーアップ体制がないと、一時的ではあって も、その移行期間に行政サービスが低下する おそれも懸念されるというふうに思いますの で、そういったことがないように、特に同じ 道路なんかにしても、例えば今までは熊本土 木部事務所だったら熊本土木事務所で一括で すべてそこで済んでいたのが、例えば区役所 なりあるいはそういう土木センターみたいな ところに分かれると、同じ1本の道路が、例 えばそういう管轄が分かれてしまうというよ うなことも当然出てくるわけで、そうなると 熊本市の受け入れ体制というのもどういうふ うにあるべきかということは、やっぱりしっ かりお互いに連携をとりながら検討しなきゃ いけないというふうに思いますので、その辺 は十分留意をしていただきたいということを お願いしておきます。

それと、済みません、もう1点だけ。

ちょっと別件なんですが、報告の6番の物品調達等に関する不適正な経理再発防止策の検証ということでありますけれども、この不正経理問題については、私も、この委員会なり本会議の場でかなり厳しく申し上げてきたところですから、この辺の検証と成果と課題についてはかなり詳細に明らかにしていただきたいと思うんですが、この検証委員会の設置ということなんですが、これはどういう形

で考えられているのかということなんですけれども。人数とか、どういう方々で構成するかということなんですが。

○田上会計課長 会計課でございます。

この外部の検証委員会の構成につきましては、前回の自主調査時に策定をいたしました 再発防止策の取り組みを検証するという趣旨 でございますから、自主調査時からの継続性 というものを重視いたしまして、自主調査の ときの外部調査委員会の構成メンバーで、弁 護士さん、それから、公認会計士さん、税理 士さん、この3名を基本的に考えております。

○大西一史委員 一応、外部調査委員会とい う、前回やったその3名ということですか ら、基本的にはかなりそういう専門性のある 目で見ていただくということになろうかとい うふうに思うんですが、検証ということから 考えると、もう少し幅広くいろんな方の御意 見を聞くというのも必要かなというふうに思 いますので、その辺はこれから設置をされる ということでしょうから、その有識者の選定 あたりについても、もう少し幅広い方々に入 っていただくような工夫をしていただきます ように要望をしておきます。そして、きちん とした検証結果を明らかにしていただきたい というふうに思いますので、もうこれは答弁 は要りませんので、一応要望ということで、 よろしくお願いします。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

○濱田大造委員 2点ございまして、まず報告事項1なんですけれども、肥後っ子かがやきプラン、改定するということなんですけれども、NPOとのかかわりに関して、ちょっとこのペーパーでは触れてないんですけれど

も、そういうのをどうお考えになっているのかと。政府も、新しい公共という概念でNPOとの連携を強めていこうと国が政策を打ち出しています。それについて県はどう考えているのかと。それが第1点。

2点目が、報告事項5の五木村の振興についてなんですが、これは民主党としてももっと努力していかないといけないと考えています。ですが、五木村ばかりが――これも大切なんですけれども、相良村からも、民主党県連の方にも、五木村ばかりではなくて相良村の振興も考えてほしいと、ダム計画があったのは相良村もかかっていますという要望が来ていて、周辺自治体はどうなっているのか、お聞きしたいんですが。

○五嶋私学振興課長 NPOについてでございますけれども、どちらかといいますと教育委員会の方が主体になるかと思いますけれども、例えば、この基本方向の3番のところにございますように、未来を支える地域社会環境づくりの推進というところがございます。子供の教育において、よく言われますのが、学校、家庭、地域の連携というようなことを言われておりますけれども、その中で、地域の例えば子供会活動などでの子供の育成とかあるいは読書ボランティアとか、そういった形での取り組みというのをやっていくようにはしております。

以上でございます。

○田中川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム 総合対策課でございます。

相良村についてのお尋ねでございますけれども、相良村も、おっしゃるとおり、五木村と同様、川辺川ダム建設計画により影響を受けたということは重々承知してございます。

相良村の振興につきましては、したがって、県としても、村の意向をよく聞きながら、県として何ができるのかを検討すると

か、そういった県としての役割をきちんと果たしてまいりたいと考えております。

○小早川宗弘委員長 ほかに何か質疑はありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんか。

○吉永和世委員 消防についてお尋ねしたいんですが、各市町村の消防署とかあって、いろいろ訓練をやっていると思うんですが、消火訓練という中で、いろいろやっていらっしゃるんでしょうが、解体する建物とか、そういったものを活用した訓練というのをやっているところってあるんですか。いわゆる、学校とか、病院とか、あるいはマンションとか、アパートとか、解体する物件を使ってそういう消火訓練とか教出訓練とか、そういった実物の建物を使った訓練という、そういうのをやっているところってあるのかなと思って。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。

訓練につきましては、メーンは人がいるところとかの訓練とか文化財についての消火訓練とかやっておりまして、ちょっと済みません、そこのところは多分、だれもいない解体前のを使った訓練というのは、ちょっと今のところ把握はしていないような状況にございます。

○吉永和世委員 訓練するのに、そういった 解体前の建物というか、そういうのを有効に 使って訓練するのも非常に有意義な訓練にな るんじゃないのかなというふうに思うんです けれども、それも毎月毎月やる必要もない し、年に1回ぐらい、各消防関係の方を集め てやったりとかというのもどうなのかなとい うふうに思うんですね。 ○若杉危機管理・防災消防総室長 そういう ものを使ったものじゃなくて、これは総合防 災訓練の中で少し簡易なものを使いまして、 それを何か切ったりとか、その中から人を助 け出すというような訓練は消防の方でもやっ ております。

○吉永和世委員 いろんな訓練はやっていらっしゃると思うんですが、そういったものも、まあどうせ壊すんですから乱暴に扱っても別に問題ないし、そういったものがあるとするならば、有効な活用で、有効に訓練していただければいいのかなと思うので、水俣あたりも多分解体が出てくるのかなと思うんですよ、学校あたりとかね。そういったものを使って学校火災の訓練とか、そういうようなものをやっていただければなと、まあ要望とさせていただきます。

以上です。

○濱田大造委員 子ども手当、わかる範囲で 教えていただきたいんですけれども、子ども 手当が始まって、地方に負担をもちろんお願 いしているんですけれども、申しわけないと 思っているんですけれども、児童手当が子ど も手当が始まるまであったわけですけれど も、児童手当で地方負担分があったはずなん ですけれども、子ども手当になって地方負担 が実際どのくらいふえたのか、従来とどう変 わったのか、教えていただきたいんですが。

○小林財政課長 児童手当が子ども手当にか わったことに伴います地方負担分についての お尋ねでございました。

児童手当であれ、子ども手当であれ、それ ぞれ毎年対象となる子供の数は毎回変わって おりますので、額の前後で追うことはなかな かできないとは思うんですが、基本的な考え 方といたしましては、今の子ども手当制度と いうものは、児童手当の制度を生かした上で、対象の児童数が小学校6年生から中学校3年生までふえたりですとか、あと額の部分で5,000円とか1万円の部分が1万3,000円までふえます。あと所得制限が撤廃される部分がございますが、そういったことに伴います増収の部分につきましては、国の方から地方特例交付金という金額で措置をされておりますので、増額分については、子ども手当が導入されたことに伴って地方負担がふえたということはないというふうに考えております。

○濱田大造委員 ありがとうございます。

○中原隆博委員 昨年12月のこの委員会で要望として出させていただきました熊本県庁の入り口ですね、プロムナードの。熊本城の、あれは1年契約ということで、造園業の皆さん方が力を合わせて丹精込めておつくりいただいたということなんですが、その結果といいますか、交渉結果をちょっと聞いてないので、教えてください。

○米満管財課長 管財課でございます。

昨年、中原委員の方から、先ほど御意見が ございました日本庭園の継続について御意見 をいただきました。その後の経過ということ ですので、御報告させていただきます。

当該場所は、昨年4月、県の職業能力開発 協会によりまして、県庁正門横に日本庭園を 設置していただいたものでございます。

県としましても、いろいろ見てみますと、いろいろなくつろぎの場とか記念写真を撮られる方もいるなど、大変御好評をいただいているということで、協会からの申請等があれば前向きに検討したいというふうにはお答えをさせていただいたと思っております。

このたび、年度の更新期を迎えますことから、継続について協会の御意向を伺いました。協会の方からは、技能士のすぐれた技能

とか技術を展示披露する場として、新年度も 引き続き設置をさせていただきたいという御 返事をいただきまして、先ごろその申請書の 提出をいただいたところでございます。

当課としましては、引き続き認可を行うという方向で、準備を今進めているところでございます。

また、当該庭園は、ちょうど177平米、坪数でいくと35坪程度ございます。それで、県庁通りに面した非常に目立つ場所にあるということでございまして、ある意味県庁の玄関でもあります県庁プロムナードのイメージアップにもつながっているのではないかなとふうに思っております。

これまで、オープンしました4月には、知事も参加してお祝いの言葉を述べさせていただいておりますし、何度かマスコミ等でも取り上げておることから、結構訪れる方もたくさんいらっしゃるというふうに思っております。

当課としましても、心の癒しの空間でもあります日本庭園ということのすばらしさと、 県内にこれだけすばらしい技能を持っていらっしゃる技能士の方がいらっしゃるというこを多くの人に知ってもらうように、これからも努めていきたいというふうに思っております。

○中原隆博委員 今の経過報告並びに結果でいいと思うんですけれども、個人の家に持っていくというわけにはいきませんので、あれだけの空間の中で、やっぱり天下の名城ということと同時に、若干の時代は違っても、その三名城の中には必ずこの熊本城は入っているわけですね。だから、何年契約ということじゃなくて、ある程度長いスパンであそこの一角を飾っていただくことを要望いたします。

○米満管財課長 済みません、補足ですけれ

ども、現在やっておりますのは、県庁の行政 財産の目的外使用許可ということをやってお りまして、規則で1年更新ということになっ ておりますので、議員おっしゃったような形 で、結果的に継続になるように努力をしたい と思っておりますけれども、規則上は1年ご との更新ということをとらせていただきたい と思っています。

○中原隆博委員 1年ごとに継続してください。お願いします。

○小早川宗弘委員長 ほかにございません か。

○田嶋政策審議監 済みません、先ほど午前 中質問がございましたなんば花月への出演で すけれども、知事の出演、スザンヌ出演、そ のほか県のPR、それからテレビの放映合わ せまして650万でございます。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かございませんか。

○大西一史委員 ちょっと本当その他のその 他で恐縮なんですけれども、5時15分を過ぎ ると、放送で「くまもとファイヤー」の歌と か、があっと流れるんですよね。機運を盛り 上げるという意味では非常にいいんだと思う んですが、やっぱり打ち合わせしよるときに あれがぼんと流れると、非常にちょっとつら いものがあって、少しタイミングを考えるな りしていただけぬかなというのが1つと、そ れとあと、県庁の電話の保留音ですね。保留 音も、あれは県民の歌になっているのかな、 多分。じゃないかなというふうに思います が、せっかくああいう歌をつくったのであれ ば、そういうものにも保留音にするとか、少 し工夫をされてみてはどうかと思うんですけ れども、その辺どうですかね。

○山口広報課長 広報課でございます。

5時15分後のファイヤーの歌でございますが、水曜日にだけ流しておりまして、水曜日はみんな残業をせずに早く帰ろうというような趣旨でございまして、流しているところでございます。そういう形で進めたいと思っております。

電話の保留音につきましては、また所管の 管財課の方と打ち合わせをしてまいりたいと 思います。

○大西一史委員 そういうことであれば、そこまで別に――ちょうどヒアリングのときに、僕はいらいらしているときにあれが流れたものですから、本当にファイヤーでざっとしてしまったものですから、結構です。ありがとうございました。

○中原隆博委員 今の保留音、前は「五木の子守唄」だったんですね。聞いていて非常にめいるような感じがありましたので、もう少し元気で明るく、なおかつ熊本県民の歌というのは「火の国旅情」と思っていらっしゃる方もあるんですよ。だから、あれだけの名曲が埋もれちゃいかぬということで、保留音に熊本県の場合には県民の歌を流してほしいと。これは、著作権の問題等もありますので、学長あたりの許可もとって流させていただいておりますので、大西先生、その点はよろしくお願いいたします。

○大西一史委員 私が許可する話じゃないので……わかりました。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かございませんか。——なければ、以上で本日の議題は終了しました。

それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会いたします。

午後2時23分閉会

○小早川宗弘委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申 し上げたいと思います。

増永副委員長を初め委員の先生方には、本 当に1年間、熱心に御審議を賜りまして、心 から厚く御礼を申し上げたいと思います。ま た、執行部の皆さん方にも、本当に丁寧な説 明、まあ少し長かった説明もありましたけれ ども、迅速な対応をしていただきましたこと にも、心から厚く御礼を申し上げたいと思い ます。

私も、委員長としてわからないことがたく さんあって、皆さん方には本当にいろいろと 迷惑をかけたのではないかなというふうに思 いますが、皆さん方の御協力によって委員会 も円滑なものとなりましたし、また、委員の 先生方の活発な議論とか、御意見とか、御指 摘とかもいただきまして、また、きょうのよ うな異例の事態にも遭遇をいたしまして、本 当に有意義な委員会ではなかったかなという ふうに思っております。

執行部の皆さん方には、これまで10回委員 会がございましたけれども、この委員会で出 た御意見あるいは議論を、ぜひ今後の施策の 充実につなげていただきたいというふうに思 っております。

また、退職される皆さん方におかれましては、本当に長い間、県行政のために各分野で頑張っていただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。今後とも健康には十分に気をつけていただいて、再就職先、まあ天下り先ではないと思いますけれども、今後ともそれぞれの活動の場の中で県勢発展のためにお力添えをいただければなというふうに思っています。

それから、委員の中原先生には、今期限り で御勇退ということでありまして、本当に寂 しい限りでありますけれども、本委員会のた めにいろいろと御指導をいただきましてありがとうございました。これからもお元気で、 各方面で御活躍いただきますよう願っております。

最後になりますけれども、今後皆さん方のますますの御多幸と御活躍、それから、来月は選挙でありますけれども、議員の先生方には、ぜひ勝ち抜いていただきますよう、心からお祈りを申し上げて、私の御礼のごあいさつとさせていただきます。

本当に皆さん1年間ありがとうございました。(拍手)

続きまして、副委員長からごあいさつをお 願いします。

○増永慎一郎副委員長 一言ごあいさつを申 し上げます。

今委員長の本当にすばらしいあいさつの 後、恐縮ではございますが、委員長を補佐す るという仕事が、1年間、本当にできたかと いうのが非常に疑問が残るところでございま す。しかし、委員の皆様方におかれまして は、1年間、委員会の運営、本当にありがと うございました。また、執行部におかれまし ては、真摯な対応をいただきまして、本当に ありがとうございました。

私としましては、この委員会もそうですが、視察で非常に有意義な視察、また楽しい 視察ができたのが思い出として残っております。

今委員長が言われましたように、中原先生 におかれましては、勇退ということで本当に 寂しいですけれども、今後また大所高所から いろんな意見をいただきたいというふうに思 っております。

あと、皆さんは、私も含めまして、選挙が 残っております。ぜひ勝ち上がって、またこ の席で一緒に勉強、またいろんなことができ るように祈念をいたしまして、簡単ではござ いますが、副委員長のあいさつにかえさせて いただきます。

1年間ありがとうございました。(拍手)

○小早川宗弘委員長 皆さん本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。 た。

午後2時26分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

総務常任委員会委員長